

第26回平成21年9月与謝野町定例会会議録（第8号）

招集年月日 平成21年9月30日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時06分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
総 務 課 長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農 林 課 長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教 育 次 長	鈴木 雅之
税 務 課 長	日高 勝典	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水 道 課 長	吉田 達雄
会 計 室 長	金谷 肇	保 健 課 長	泉谷 貞行
建 設 課 長	西原 正樹	福 祉 課 長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第1 議案第143号 温江地区農業集落排水污水处理施設（機械・電気設備）

工事請負契約の締結について

(質疑～表決)

日程第2 議案第144号 第4次拡張改良事業 男山浄水場急速ろ過機新設工事  
請負契約の締結について

(質疑～表決)

日程第3 議案第130号 平成20年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について

(質疑)

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) 皆さん、おはようございます。

きょうは久々のと言いますか、雨になりましたが、きょう冒頭2本は一般議案、追加提案ということで審議いただきますが、この後、決算審議ということで、ひとつよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

ただいまの出席議員は18人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第143号 温江地区農業集落排水污水处理施設(機械・電気設備)工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長(森本敏軌) 井田議員。

9番(井田義之) それでは、第143号、温江地区の工事について、質問をさせていただきます。

過日、工事請負で質問をしたのと同じような質問をさせていただくわけですが、まず、入札の参加業者ですね、3社ということになっておるんですけども、これも特殊な工事だと思うんですが、こういう工事に対する指名願が何社ぐらいあって、それに対して町が、ここここを指名するというようなのが何社あるのか、この間も、その質問をしたときに資料を持ってきていないということで副町長が言われましたけれども、実際に3社というのが妥当な数字なのかどうかということに、私自身は疑問を感じております。法的には、別に問題はないんですけども、やはり7,500万円という大きな工事の中で、やはり5社ぐらいは指名参加していただくのが妥当ではないかなというふうに思うんですけども、その辺の入札の指名というのか、応札をしていただいた経過、何社ぐらいに、その工事の内容のあれをされたのか、その点について、まず、お尋ねをいたします。

議長(森本敏軌) 西村下水道課長。

下水道課長(西村良久) おはようございます。

それでは、議員の質問にお答えいたしたいと思います。先日もご説明申し上げましたが、この工事につきましては、日本農業集落排水協会のS型という型式の浄化槽を導入いたします。この型式につきましては、社団法人地域資源循環センターの認定を受けておる型式でございますので、その認定を受けた製造メーカーが国内に5社ございます。この5社につきまして、指名願の提出状況を調べましたところ、5社のうち3社のみが本町に指名願を提出していたということで、その3社につきましては指名をさせていただいて、入札会を実施したということでございます。

議長(森本敏軌) 井田議員。

9番(井田義之) それでは、今度は金額のこと、予定価格と最低価格をお願いいたします。

議長(森本敏軌) 西村下水道課長。

下水道課長(西村良久) お答えいたします。予定価格につきましては、税込みで8,074万5,000円でございます。最低制限価格につきましては7,121万4,150円でございます。

す。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） ということは、落札価格は予定価格の90何%ということなんですね。結構です。この辺のところもどうなのか、業者が少ないからなのか、特殊な工事なのか、従来の安いのがいいということはいませんが、かなりの開きがあるなということだというふうに思います。そこで起債が下水道事業債だろうと思うんですが、3,380万円、これは利率と、何年償却なのか、お願いいたします。

議長（森本敏軌） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。この起債につきましては、補助対象事業費の2分の1が国庫補助金でございますので、その補助裏の額に対しまして、補助対象では90%が起債充当でございます。償還でございますが、償還につきましては30年償還、これ通常の公共下水道で行っています事業に対する起債と全く同様なものでございまして、30年償還でございます。

9 番（井田義之） 利率は。

下水道課長（西村良久） この個々の利率は、ちょっと私、今、把握しておりませんが、今現在、……ますのが、2%程度で借入れが行われております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） そこで、このアムズ株式会社というのは、恐らく全国ネットだろうというふうに思うんですけれども、私も工事的な内容については、よくわからないのですが、この工事の中で、例えば地元業者が少しでも、工事の中に下請として参加できる工事があるのかないのか、それから、そういうようなことがもしできるとすれば入札なり、いわゆる請負契約の中で、そういうようなお願いというのができておるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

議長（森本敏軌） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。先日もご説明申し上げましたが、この汚水処理施設工事につきましては、あと土木建築工事があわせて発注していくということの予定にしております。したがって、この土木建築といいますが、管理棟の建屋工事と、それと外構関係ですね、側溝ですとか、そういった整備を行います。これにつきましては今後、発注いたしまして、3月末に同時に竣工するという予定でございまして、その分につきましては、今のところ考えておりますのは、今後、指名委員会の開催にもよりますけれども、できましたら町内業者でできると思いますので、町内業者に発注をしていきたいというようなことを考えておりますし、今回の請負のお願いしております工事につきましても、現在のところ町内業者でお世話になれる分についてはお世話になりたいということ、このアムズから聞いておりますので、そういった方向で指導をしていきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 今、課長が言われましたように、地元で対応できる分については、できるだけ地元で対応していただく方向でお願いをしていただきたいと思いますということを再度、お願いをいたしまして質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第143号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。  
（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。  
よって、議案第143号 温江地区農業集落排水汚水処理施設（機械・電気設備）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。  
次に、日程第2 議案第144号 第4次拡張改良事業 男山浄水場急速ろ過機新設工事請負契約の締結についてを議題とします。  
本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
井田議員。

9 番（井田義之） 144号について、143号と同じような内容になろうと思えますけれども、質問をさせていただきたいというふうに思います。  
それで、先ほどの質問と重複する部分もありますので、簡単に言いますので、答弁の方だけちゃんとお願いをいたします。  
これも指名業者が4業者ということです。あとの状態はどうであったのかということ。それから、請負金額についての、先ほど言いました予定価格と最低制限価格、それから、工事請負価格については何%で落札をされたのかということ。それから、これは上水道事業債が5,000万円入っておるといふふうに思うんですが、これに対しての償還年数、それから利率、わかればお願いをいたします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

今回の入札につきましては、4社を指名をいたしております。業者の選定につきましては、水道施設で登録がありまして、その上で浄水設備工事の実績があるというようなことで、指名の登録業者から選定をしたわけでございますが、現実には大阪、京都府管内で40社以上のメーカーさんがございまして、その40社すべてをというわけにはまいりませんし、それから、その中で、どのような内容でということが、きっちり調べることができませんでしたので、今回の入札につきましては、合併前の旧3町における指名実績のある業者という形で4社を指名させていただきました。

工事の予定価格、並びに。

9 番（井田義之） 指名は何社した。

水道課長（吉田達雄） 4社。工事の予定価格並びに最低制限価格でございますが、まず、予定価格につきましては、税込みで1億152万4,500円でございます。最低制限価格につきましては

8, 870万1, 900円でございます。それから、起債の企業債の5, 000万円でございますが、ちょっと私、利率については、ちょっと把握しておりませんので申しわけございません。年数は30年です。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 利率でございますけれども、今年度の借り入れは、また、これからでございますので、最終的に決まっておりますが、前年度の実績でございますと1. 9%でお借りしておりますということでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 企画財政課長、今、答弁をいただいたので、先ほどの農集の場合には補助金が2分の1あったわけですが、この水道、いわゆる水道事業については補助金というのは従来から、もうゼロ状態ということですか。財源の中で補助金が、さきの農集の場合には2分の1、50%補助金があるわけですね。これの場合には補助金がないわけですね。これは、この浄水の場合には、そういうルールがあって、補助金というのは一切なしという状態で、これまでからも、今後も進んでいくということですか、ちょっとそれも答弁をお願いいたします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

簡易水道施設整備事業債等につきましては、現在のところ国の補助ですとか、そういったものがあるんですけれども、この公営企業会計、これについては国の補助金はないということでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 再度、水道課長にお尋ねいたします。提案説明の中で電機計装設備かなんかで5年以下で早く故障したというのか、精度が悪くなったというのか、何かそういうような説明がありましたというふうに、私は思っておるんですけれども、これについて、その原因ですね、原因の究明とかはできたのかどうか、それから、今度は、それを反省材料として新しいようなルールにというような説明もあったんじゃないかなというふうに思うんですが、大体、耐用年数というのか、時間的な部分の使用料というのか、その辺で、どれくらいもつ予定だったものが3分の1だったのか、3分の2ぐらいまでもつたのか、その辺のところはどういうような格好で、今回、こういう、やりかえなければならぬという判断をされたのか、再度、お願いをいたします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。その前に先ほど答弁漏れがございまして、落札率でございますが87. 37%で、最低制限価格です。それと塩素の注入設備でございますが、現在、使っております次亜塩素精製装置でございますが、これにつきましては、通常電極、2万時間で電極を交換すると。ただし800時間ごとに酸洗浄を行うという設備でございます。結果、今回につきましては電極棒は4本あるわけですが、そのうちの1本につきまして1万4, 000時間で故障をいたしました。これの原因につきましては、あくまでも老朽化というような内容で、それ以上のことについては調べ切れておりません。と申しますが、この次亜塩素の精製装置の取り扱いメーカーが、名称だけで、きょうまでに3回名称が変わっておりまして、実際には、この次亜塩素の精製部門を、ちょっと表現が合っているかどうかわかりませんが、

手放されて、たらい回しみたいな形の状況のようです。したがって、今後のメンテに対しても実際にはちょっと私どもとしては不安があると、価格的にも、それから、そういった故障の際の原因究明についても若干ちょっと不安があるような状況でございます。提案説明のときにも申し上げましたが、こういう背景がある中で、電極交換については5年一度1,100万円、それから、800時間ごとの酸洗浄、これが年間で180万円ほど使っております。それで今回、次亜塩素を購入して、購入した次亜を浄水場で注入する設備に交換させていただくことにさせていただいたわけですが、これにつきましては、次亜の購入代として年間270万円、それから、最初の設備投資で900万円余りを投資しますが、残りにつきましては、残りといいますか、耐用年数につきましては15年ということで、10年はもっていくということで、それまで大きな設備投資はございません。したがって、金額差としましても5年スパンで見ても1,000万円、10年で、仮に注入ポンプ、今の今度の新しい設備にかえた場合の、注入ポンプをかえたとしても10年では1,600万円以上の安価におさまるといって交換をさせていただいたものでございます。以上でございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 水道設備の中で次亜注入というのは一番大事な部分だろうというふうに思うんですが、いわゆる今度も新しいルールになって、前のルールから申しますと、前の契約ですね、今言われたように会社の名前も変わってしまって云々ということなんですが、契約の時点で、例えば2万時間なら2万時間は保証期間、普通ならいろいろと、あんまり長い年月ではないけれど、大抵保証期間がありますわね。契約に、そういうようなことはなかったのかどうか。それから今度、新しい方法で小出槽という格好でやられる。それについても、同じようなことが起きるかもわからんというあたりがあるわけです。この辺の契約の内容、その点については、やはり2万ぐらいいかんなんやつが、早いことあかんようになったと、1万4,000であかんようになったということは、3分の2ぐらいしか、あとの3分の1というのが使えなくなったような状態なんですね。そういうときに、例えば会社がか変わったとしても、名前が変わったとしても次の会社が受け継ぐと言っていたらいておるんだろうと思うんですが、そういうような契約上の条項とか、内容というのは、ないのかどうか、これまでの契約の中、今後の契約の中で、その点、大変大切なことだと思いますので、お尋ねをしておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。

一応、契約条項の中で、そういった記載というのはございません。ただ、私ども発注する際に当然、そういった耐用年数であるとか、今回で言いましたら運転時間等につきましては、最初の段階で確認をいたしまして、それ以下でという場合については、当然、原因を究明した上で、私どもの方が、例えば、修理代を持つのか、もしくはメーカーの方の保証の中でやるのかという形で突き詰めていくということになると思います。しかしながら、今回の場合につきましては、元のメーカーさん、もうおられませんので、その辺の追求について、なかなかちょっとできないという状況でございます。それから、今回の場合については、電極棒そのものが故障はしておりますが、その他の電気分解をさせるための途中の形態ですね、その形態の中で老朽化部分があることにより負荷がかかったというようなお話も聞いております。したがって、電極棒そのも

のが故障している原因というのは、電極棒の耐用年数が云々ではなくて、そのほかの要因があるんだというような内容もございまして、ちょっとその辺の責任分野というのが、あいまいな状況になっているのが実態でございます。したがって、先ほども申し上げましたが、今後も、そのようなことで、メーカーの責任なり保証という部分が明確化できないというというのは、非常に私どもとしてはまずいと思っておりますので、それも含めて、この際に交換をさせていただきたいということでございます。

契約上の貸し期間というのは1年でございます。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 副町長にちょっとお尋ねというのか、お願いというのか、ちょっとしておきたいんですが、こういう大きなメーカーについては、大抵もう10年ぐらいたつと、いわゆる部品の製造もストップするメーカー、実情が多いんです。例えば電機製品でもそうですし、ところが、この水道施設、今、水道の施設をどんどんどんどんと与謝野町では更新されたり、新しくやっておられる。そこで今、吉田課長の方からありましたように、本体は使えるけれども、部分的に悪いと、ところが部分的に悪いということが、その命の水に対する、与える影響が大きければ、もう全体をやり変えんなんという状態が起きてくるわけですね。部品さえメーカーが製造してくれば、その部品の交換でいけるという状態も多々あるんです。これはほどこの企業も、機械製造メーカーとの、物すごい大きな問題なんです、そういうことをやっぱり副町長としても、いろいろ中で、そのメーカーが製造をやめておっても、ほかのところ、ちょうど空いた、ほかの部品があるから、それを使うというような方法も、自動車あたりでもとれますわね。そういうようなこともしっかりと、やっぱり念押しをしながら工事請負契約、また、今後のメンテをやると、やってくれるという条件も負荷する必要があるへんかなというふうに思うんですけれども、その点について副町長の考え方をお尋ねしておきたいと思えます。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをさせていただきます。

確かに貴重なご提言だと思います。こういったものに限らず最近では日進月歩で技術が進んでおりますし、それに伴って電化製品なんかでも、よくある話ですが、買いかえてもらった方がいいと、部品がありませんといったたぐいの話はよくお聞きをしますので、今、ご提言がありましたように、耐用年数の中で、そういったことがないように、実際には契約をし、お世話になる業者との話になろうかと思えますけれども、その辺につきましては、実際の施工の段階で確認をすることにしたいと思います。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 前向きに考えていただけるということで、私としても、やっぱり契約条項の、その他の項にでも1項目、それが最終的に、なかなか会社がつぶれたり何なりということになると、役に立たんときもあるかもわかりませんが、今このメーカーを見ておりましたら、そう簡単につぶれないメーカーもちゃんとあります。これは日本のすごい優秀なメーカーです。これはすぐ簡単にはつぶれんのかなと思うので、そういうような項目も負荷しておいていただけたらありがたいなということを、これはお願いをしておきたいというふうに思えます。

最後に、吉田課長にお尋ねいたします。先ほど農集の方でも言いましたけれども、これだけ、



8, 800万円の工事、地元の業者に対して幾らかのメリットがあるような、地元の業者が仕事が少しでもいただけるようなことが、このユニチカの業者と話し合いをされているのかどうか、それから、そういう条件をユニチカはのんでいただけるのかどうか、その辺について、最後に質問をいたしておきます。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。

既にユニチカとは、事前の打ち合わせをしております、あらゆる部分で地元の業者が使える内容の工種があれば、使っていただくというようなことでお願いをしまして、ユニチカさんの方からも、それについては、よろしく願いますというような返事をいただいております。

9 番（井田義之） ありがとうございます。終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第144号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第144号 第4次拡張改良事業 男山浄水場急速ろ過機新設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

それでは、これから20年度の決算審議に入ります。決算審議に当たりましては、15分の3回ということに決めていただいておりますので、ベルが鳴りましたら、速やかに終了していただきまして、時間ですよということが、私も大変申し上げにくいですので、それまでに終わっていただきますようお願いを申し上げます。

次に、日程第3 議案第130号 平成20年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、20年度の決算にかかわりまして、第1回目の質問を行いたいと思っております。

まず、企画財政課長にお尋ねをしたいと思っておりますが、これまで三位一体改革ということで、非常に、この地方自治体に対しまして厳しいといえますか、財政状況が厳しい状況にあったわけですが、それが、この20年度の地方財政計画を、その予算のときですけれども、見てみますと地方税の偏在、偏りをですね、いわゆる直していくと、その調整、こういうことで

解説をされた新聞がございましたが、地方財政計画の規模が83兆4,014億円と、前年度に比べて2,714億円ふえたと、0.33%、こういう改正だと思っておりますが、これによりまして、申し上げましたように6年間連続してですね、地方財政が非常に厳しい状況に置かれて、計画規模が縮小して、減少してきたわけですが、これが一応、上向きになつたのではないかなど、この20年度を見ると、そういうふうに思っております。特に大きな特徴としましては、地方再生対策債ですね、これが組まれたと。特に財政力の弱い自治体に対して、この部分が自治体の需要額をかさ上げをしていくと、そして、増収になるようにしようとするねらいがあったと、こういうふうに言われておりますが、本町の場合、この地方再生対策費ですね、これについては、どのような配分にですね、20年度なっておったのか、そのところをお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

勢旗議員ご指摘のように、三位一体の改革以来、ずっと交付税等が減少しておったわけでございますけれども、いろいろな意味で地方が疲弊をしてきたと、そういう中で地方の再生に力を入れなければならないということが政治の方でも言われるようになりました。そこで地方財政計画においても、地方財政計画をふやして交付税等を若干なりともふやしてということ、こういうふうなことで地方再生費、こういったものの基準も交付税の算定に組み込まれてまいりました。一応、当町の普通交付税の決算額を見ますと、20年度決算では、19ページに書いておりますように41億3,457万円の決算額でございます。19年度が39億8,490万9,000円でございますので、1億4,966万1,000円、約1億5,000万円、3.76%程度増加したということでございます。その中で、やはり当町の場合は財政力指数等が低い状況でございますので、地方再生対策費でも1億円弱程度の算定をいただいておりますということでございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それと同時にですね、地方法人特別税ですね、これが新しく生まれたということで、いわゆる地方税の、今、課長おっしゃいました偏在をしているということの財源活用の方途の中に、この地方法人特別税から、この原資を持ってくると、こういう話になっておったように思うんですが、この仮に地方財源で地方の格差を埋めるということになってまいりますと、今までの我々がいろいろ言うてまいりました地方分権の立場から考えると、いかがなものかなという気がするわけですが、そのところは、課長、どうでしょう。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

地方分権と、そのことと結びつくところが、ちょっと私、今はつきり頭の中で整理できませんので、ちょっとお答えできませんけれども、そういうご指摘があったことも踏まえて十分研究してみたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 次に税務課長にお尋ねをしたいと思っております。町税の収納につきまして、それぞれ収納班の編制でありますとか、いろいろと町長が先頭に立ってご努力をいただいて、担当課は特別大変なわけですが、この20年度では特に収納に当たって、ここに留意してお

ったということが、この点に留意して収納をしておったということがございましたらお聞きをしておきたいと。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。重点的項目をつくって取り組むということは、例年に変わったことはせずに、例年どおり一生懸命取り組むという形でさせていただいております。ただ、地方税機構、組織ができて、滞納なり徴収については移管していくという形もありましたので、そういう部分のPRというんですか、徴収方法等、今まで若干ちょっと体制が変わりますので、そういう部分の個別交渉なりの中ではPRをしながらさせていただいたということがございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 地方税機構への移管の問題は、それはそういうことだろうと思うんですが、その例年、重点項目を決めるというんですが、20年度は、どういう項目だったかということをお聞かせいただきたいのと。それから、差し押さえを当然されているわけですが、第1位ですね、差し押さえをされた物件というのがありましたでしょうか。このところをお願いします。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 20年度において特別という部分については、19年度引き継ぎまして、現年度分について収納を強化していくという形で引き続きさせていただきました、それから、差し押さえにつきましては、第1位で差し押さえをしたという結果の差し押さえはございません。ほとんど・・・で差し押さえということで、差し押さえに入りましたときには、既に、もう後続というんですか、そういう三番手、四番手と、そういう結果でございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 三番、四番という、非常に感化がしにくいという状況だと思いますけれども、ひとつ今度、新しい組織になるのだろうと思いますが、引き続いて、それぞれの分野でご努力をいただきたいと、このように思っております。

次に、ちょっと担当課がはっきりしないですけれども、税務課長にも後ほどお尋ねしますが、特定非営利活動法人ですね、NPOにつきましてお尋ねをしておきたいと思います。せんだって、今度、北都信用金庫や京信さんですね、このNPOにですね、100万円を限度に融資をしたと、こういう話が新聞に、何日か前に報道をされました。今までの住民のニーズというものが、いろいろな格好で広まってきて、このNPOに結集をしておるということで、本町におきましても、それぞれNPOの運営について、町長も日常的に努力をされてきておると、こういう認識はしておるんですが、このNPOにつきましては、なかなか運営が事実上、難しい。だから、先ほど申しましたような運営資金がですね、融資ができるということについては、非常に私は歓迎だろうと思うんですが、そこで税金の問題が次に出てくるんですが、このことについて、ひとつ見解をお聞きをしておきたいと思っております。

京都府の場合はですね、優遇措置として、NPOの場合ですね、法人設立の日から3カ年以内に終了する事業年度については、これは赤字の場合、均等割が免除されると、こういうことになっております。本町の場合の条例を見ますと、町民税そのものが減免されると、こういう、非常に進んだ格好になっておると、こういうふうに認識をしております。これを、このまま解釈

しますと非常に優遇した政策になってありがたいなと、NPOの側からいいますと、こういうふうに言うわけですが、しかし、もう一步、振り返って考えますと、いわゆるNPO法人には本来の事業と、いわゆる収益事業の部分がございます。いわゆる宗教法人でも本来の宗教活動に供する活動と、そうではない収益事業としてやられている。そういう部分がNPOの場合にもあるわけですが、これを一律的にですね。現在の条例では51条に、この項目があるわけですが、これがいかなものかなという、ちょっと首をかしげておるところでございまして、そういうことを十分ご承知いただいて、こういうふうな制度になっておるといふふうに認識をすればですね、もっとやっぱり、このNPOの活動でですね、こういうふうにと謝野町はやっておるといふPRが必要ではないかと思いますが、近隣の市町に聞いても、そういう状況にはなかなかないということ、進んでいるという評価ができる反面、ちょっと十分その辺の検討がされているのかなというふうな危惧をしておるところでございまして、このことは税務課長にお尋ねをしたいので、そのところは課長、どういうふう認識されていますか。

議長（森本敏軌） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。現在、当町におけます、今おっしゃいました特定非営利団体、そういうものにつきましての均等割、それから、事業をされた場合の収益、出た場合の町民税につきましては申請をさせていただいて、一応減免をさせていただいておるといふ状況でございます。国税につきましては、税務署の方に申告ということをされております。

それで、当町の場合、よその他市町村を例に見ますと、均等割については、一応免除、減免されておるところがありますが、収益につきましては税金をいただいておりますというふうなところが多分ほとんどだろうということだと思います。当初、この条例ができました背景は、今まで収益事業が盛んでないという時期のときに創設されたものだろうというように理解しております。今の現状を見てみますと、収益事業等も盛んにやってきておられます。そういう部分を含めて勘案いたしますと、若干、均等割は別としまして、収益にかかる分につきましては、条例等を見直しをしていかなければならない時期に来ているのではないかなというように考えております。また、課の中でも、そういう話をしております、検討をしていかなければならないのかなというように感じております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 私は、これが全くぐあいが悪いということを申し上げておるではなしに、そういったことが十分考えられておったのかなということが、ちょっと危惧しまして、ひとつご検討をいただきたい。当然このNPO、なかなか大変でございまして、本来の活動には、ほとんどが赤字なわけですから、これは均等割も免除する。これはもうそうでないかと思うんですが、その収益部門ですね、これが一くりにNPOという格好でとらまえることが、私は正しいのかどうかと、このことをお尋ねしておきたかった。よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、商工観光課長にお尋ねをしたいと思っておりますが、これから産業振興ビジョンをつくらせていかれるということで、せんだつてもお名前を見せていただきましたように、非常に今後の産業振興の指針となるということで考えておるわけですが、ちょうど18年度から、19年度から20年度にかけて、地域創造協議会がつくられて、そして、今日まで活動をされている。もともとは地域雇用創造調査研究事業の取り組みの、いわゆる実践という格好で走っていると思

うんですが、そこのところが20年度ではどういう活動になっていたのということと。それから、今度の産業新興ビジョンとの関係では、この雇用創造協議会というのは、どういう役割を担うことになるのかなど、このことについてお願いしたいと思っております。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

決算資料の143ページの方にも上げておるところでございますけれども、雇用対策にかかります部分につきましては、雇用創造協議会という部分につきまして15名の方にお世話になりまして、いろいろな雇用促進について協議をしているところでございますけれども、正直なところ調査報告を受けまして、それをいかに具現化するかという当たりにつきましては、20年度には具体的な方向性を見出すといった状況にはなっていないのが現状でございます。ご指摘のとおり、現在、21年度におきまして、さらなる具体性を打ち出すために産業振興ビジョンの策定委員会の中にも、この創造協議会の中でワーキンググループを設立しておりますので、ワーキンググループの代表として、この策定委員会の中に入っていただいて、雇用分野につきましても非常に重要な地域ニーズといえますか、非常に高い分野でございますので、各産業との連携の中で雇用創出が、どう図れるかという部分について具体的な方向性を見出させていただくと、連携を図りながら、各企業の連携を図りながら雇用創出を図っていくという部分を基本に置いて協議をしていただくという形の中で、策定委員会の中で議論をしていただく形を現在、整えているところでございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） 非常に産業振興に対する期待というものは、住民の方の意見がいろいろと出されておるということでもありまして、ぜひ、ひとつ今度の・・・の中で、こういったものとうまく絡めながらお世話になりたいと、このように思っております。

次に、教育委員会にお尋ねをしたいと思っておりますが、加悦町史を初めですね、ことしの春にもですね、これは20年度の事業だろうと思うんですが、文化財調査報告書ですね、そういったものを読ませていただくことができました。大変ご苦勞をいただいておりますということに感心をしたわけでありまして、特に与謝野、その歴史に日本の起源を探ると、このシンポジウムの記録につきましては、非常に私は今後、貴重な資料になるのではないかなど、このように考えておるところでございます。

そこでお尋ねをしますのは、本町の場合、古代につきましては相当ですね、小・中学校でも教えられておるんですが、現近代につきましては、私はやや落ちているのではないかと、これはもう全国的に、そういうふうに言われておりますが、この現近代のことにつきまして学校では、現在どのように教えられるという指導になっておりますか、そこのところ。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

議員、仰せのとおり、やはり近現代というのは、学校としては、あまり教えていないというよりも、触れられるやつがやはり少ないというのが状況でございます。したがって、地域教材とかを取り上げて、それらを、地域の方のことにつきましては補っていっているのは実情だと、そのように思っております。いわゆるそれを総合的な学習の時間で、それらを取り組んだ経過も

ございますけれども、今度、指導要領の改訂で、総合的な学習の時間も少なくなっていくので、また、一つの工夫が要るんじゃないかと、そのように思っております。以上でございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） そういった地域教材というものが今後、検討していかないかのではないかと、そういうことのようなのですが、せんだって新聞で報道されました中に、地図黒板というのが、これが報道をされて、その記事を読みますと、非常に、これは評価できるというふうな書き方だったような記憶があるんですが、そういう職場の中で創意工夫をしていただいた、先ほど教育長がおっしゃったのを踏まえながら、あるいは副教材として、あるいは副読本として、そういったものを利用してやっておられるところというのがあるんでしょうか、町内。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

地図黒板につきましては、これは社会科の研究、町の研究、教育研究会の社会科の部会の方が作成いたしましたので、そして、各学校に配布していったものでございます。いわゆる与謝野町全体の白地図というものがございませんでしたので、それを研究会の方で工夫して作成したという経過でございます。

地域教材につきましては、かつて旧町におきましていろいろ、特に社会科を中心にして取り組んだ経過がございますけれども、このところ正直申しまして、教員の多忙化ということもございまして、そこまで地域教材をテキストのようにつくり上げていくことはちょっと時間的に難しくなっている実態がございまして、今のところございません。しかし、これから地域に根差した教育ということを考えていきますと、それらの開発ということは必要なことであろうかと、そのように思っております。以上です。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） それでは、あと教育長にもう1点お尋ねをしまして、私の質問を終わりたいと思っておりますが、今年度の学力テストですね、これにつきまして8月27日に文部科学省から公表がありました。そして、京都府教育委員会でも一定のコメントを発表されておりますし、また、府下の状況、各教育局ごとといいますか、そういう格好で載っております、数字は申しませんが、昨年よりも落ちたり上がったりということに丹後はなっておると思っておりますが、今年3回目ということですが、本町の場合は、この学力テストの結果について、どういうふうな評価をしていらっしゃるのか。そのところをお願いをしたいのと。学力テストが、もともと学力が落ちたのではないかと、この中で復活をした経過があるといえますか、これに対して事前にそういった勉強というのがされておるのかどうか、このところをお願いします。テストがある場合ですよ。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

テストを受けるための事前の指導とか、勉強はしておりません。それは趣旨に反すると思っております。以上でございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 教育長さん、テスト自体については、これはどのように感じて、これは後でよろ

しい。これまた、これと一緒によろしいけれども、例えばね、ことしの状況の新聞をしてみますと、生活習慣と学力との相関関係が明白になったと、こういうふうに報道をされております。非常に約束がきちっと守れる。例えば、私、携帯電話というのがはっきりしないんですけれども、携帯電話の使い方では、家の人との約束を守っている子供の方が正答率が高い傾向が見られる。こういうふうなコメントも出ているんですが、こんなことを全国調査でやる必要があるのかなと思うんですが、過去2回と比べて、大体違わんような分析になっておるといふふうに思うんですが、特に、このあたりについて学力テストそのものも踏まえて、教育長にもう1回、答弁をいただきたい。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

いわゆる全国学力状況調査と、それから生活状況調査、並行して調査しているわけでございますけれども、委員ご指摘のとおり、子供たちの生活の状況と学力の、学力といたしましても、あの調査における学力でございますけれども、それとには相関関係があるということは1回目から変わっておりません。いわゆる基本的な学習習慣がしっかりと確立していると、それが学力の方にも反映しているという、そういう調査結果が出ておりますし、本町においても、その中に入ります。以上です。

1 1 番（勢旗 毅） 終わります。

議長（森本敏軌） ここで休憩します。

10時45分再開します。

（休憩 午前10時29分）

（再開 午前10時48分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質疑ありませんか。

服部議員。

1 6 番（服部博和） それでは、質問をさせていただきたいと思います。

福祉課長にお伺いしたいと思います。この前、教育、保育環境のあり方に関する提言書がまとめられ、今度の決算でも、その費用が計上されておるわけでございます。このあり方に関する提言書を、私も熟読をさせていただいたわけでございますけれども、まず、最初に、この教育、保育環境のあり方に関する提言書がいかかなものかという、まず、簡単な説明をお願いしたいと思います。

保育所関係で、まず、いきたいと思いますので、福祉課長、お願いをしたいと思います。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 議員さんの質問に対して、お答えをしたいというように思います。

教育関係と保育所関係とございますので、私の方からは保育所関係につきまして報告をさせていただきたいというように思います。提言書の内容につきましては、端的に申し上げますと、保育所につきましては現在、八つの保育所がございますけれども、このまま継続して、それぞれの地域で子育てが、近くで保育所があった方がいいというような提言をいただいております。行政としましても、私の方と福祉課の担当課といたしましても、子育ての直接かかわっている関係か

らいますと、確かに提言いただきました内容を見ておりますと、近くで保育ができる。また、送り迎えもおじいちゃん、おばあちゃんとか、そういった方ができるというような状況でありますので、そういったことについては一定、福祉課サイドとしてはいいかなというように思っております。ただ、大きな目で見ますと、財政的なことなり、そういったことがございますので、その部分を除けますと福祉課としましては、一定評価いただいた内容かなというように判断をいたしております。

議 長（森本敏軌） 服部議員。

- 1 6 番（服部博和） 今、福祉課長の方から簡単に説明をしていただいたんですけども、この提言書には、先ほどから申しておりますように保育所関係は福祉課の方、それから、学校関係は当然、教育委員会というふうに分けて、二つの課や委員会が一緒になって、これをサポートしたというような状況になっております。まず、最初に聞かせていただいておりますのは、まず、保育所の方を聞かせていただいておりますけれども、さらに佐賀課長にお伺いしたいと思うんですけども、この提言書をどのようにとらまえられたかと、これをまとめられたのを、どのようにとらまえられたかという、まず、率直なご意見をお聞かせ願いたいと思います。

議 長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この提言書の内容につきましては、ページ数的にあまり大きなページ数をなされておられませんし。しかしながら、委員の皆さん方、本当にたくさんの意見、実際に子育てをしておられる方々の、委員さんのご意見をいただいております。こういった部分については提言書の中には上がっておりませんが、そういったご意見を十分担当課の方としては受けとらえて、今後の子育て支援に、参考にさせていただきたいというように思っております。

議 長（森本敏軌） 服部議員。

- 1 6 番（服部博和） 私も読ませていただきまして、大変立派な提言書であるというふうに理解をしております。その中で少子化から生ずるさまざまな課題に直面をしておると。だから、教育環境や保育環境をどのようにしていくのか、どのようなあり方がよいのかということが主に焦点として検討されておったように思います。結果として少子化解消の方策はどうであったのかということになるわけでございますけれども、これもきちっとらまえておられるわけでございます。しかし、課長の方としましては、この少子化の原因でございます、なぜ少子化になるのかと、保育所に行く子供が減ってきておるといような問題も、この中に書いてありますけれども、少子化がなぜ起きるのかということをお考えになっておられるのか、課長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

議 長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 少子化の原因です。このあたりも本当に委員の皆さん方から、どうやったらふえるだろうというようにご意見をいただいておりますが、中でも言われておりますのは、やはりこの北部地域につきましては、仕事をする場がない、若い者が帰ってきて仕事をする場がないというようにご意見をいただいております。子育て支援の、実際に制度として利用されておまして、当町につきましては、医療費の無料化、200円で受けていただけたとか、いろいろな制度をつくっておりますので、そういった部分については、ほかの町にはない部分が進んでいるというように評価はいただいておりますけれども、根底に言われておりますのは、やっぱり帰



ってきても仕事がないなというようなご意見が多くいただいております。

議長（森本敏軌） 服部議員。

- 1 6 番（服部博和） 私も、この少子化の問題については、いろいろと考えておるんですけども、少子化の原因といたしましては、将来への不安、雇用をふやすことが第一であるというふうにとらまえております。第二には、やはり子育ての費用を少しでも安くするというところだろうというふうに思っておるわけでございまして、その中で、この提言書の中では、そういう問題も的確に示してあるというふうに私は思っておるわけですけども、しかし、私が考えますに、この提言書を読ませてもらって考えますに、やはりちょっと偏り過ぎた一方通行的なところがあるのではなからうかなというふうに思っております。と申しますのは、やはり灯台もと暗しと申しますか、ここへ、保育所に勤めてられる方々の、いわゆる保母さん、保育士さんというのですか、今。保母さんの待遇があまりにも悪過ぎるところが欠けておると。これは一般的に保護者とか子供とかを見た場合には、この提言書は恐らく100点に近い状態だろうと思われるわけですが、しかし、それに携わっておられる保母さん、保育士さんの待遇の問題が全く触れられていない。いわゆる保育環境のあり方ということが書いてあるわけなので、当然、保育に携わっておられる保母さんの対応というものが、もっとクローズアップされてもよかつたのではなからうかなというふうに思っております。

そこで保母さんですけども、正職の保母さんと臨職の保母さんと二通りあるように思っております。その場合に正職の保母さんの場合には待遇もいいでしょうけれども、臨時職員の保母さんにいたしましては、やはり給料も低いでしょうし、退職金もないでしょうし、それから通勤手当は町長にお願いしてつけていただいた経過があるわけですけども、その他のいろいろな待遇に至っては正職と比べようがないというようなところがあるわけですが、やはりそういう方々が、いつ解雇といいますか、契約切れになるかわからない中で、そのような子供を産み、育てていくようなことが可能なのだろうかということ考えた場合に、やはり疑問を呈さざるを得ないというふうに考えております。そこで現在、正職員の保母さんの数と、それに占める臨時職員の保母さんの数が、どのぐらい与謝野町の中にはあるのかお聞きしたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） お答えしたいというふうに思います。

今年度4月段階で、まとめました段階では保育士の数、正職員が51名、昨年度50名でしたので1名増員をさせていただきました51名です。臨時職員につきましては39名ということでございます。この39名のうち19名の方が障害加配ということでお世話になっております。なお、あと給食婦につきましては8名の方の正職員がおっていただいておりますけれども、臨時として10名の方にお世話になっております。以上です。

議長（森本敏軌） 服部議員。

- 1 6 番（服部博和） 同じように働いておられるということは重々承知をしております。その保母さんの方々も同じように働いているのは当然のことだと、しかし、生活に不安があることも確かだというような言葉も聞かせていただいております。やはり今後は教育、保育環境のあり方に対する提言の中には記されておられませんけれども、今後、やはりその方々に目を向けるということなく

して、やはり保育環境のあり方というのを論ずることはできないのではなかろうかというふうに思いますので、今後、その方々に対しての目を向けていただきますよう、ひとつ要望しておきたいというふうに思います。

次に、町長にお伺いをしたいと思います。保護者の立場から今度は質問をさせていただきたいと思うわけですが、自転車の三人乗りが禁止をされまして、お母さん方の強い要望によりまして、今年度の7月から安全基準に適用した自転車のみが許可をされることになりまして、最近、販売をされるようになったわけですが、これもすべて日本の場合には規制、規制で出てきておりまして、事あるたびに規制をすれば、それで事が済むという考え方で来ておるのではなかろうかなというふうに思っておるわけですが、やはり小さな子供さんと保育所へ通う子供さんとあった場合に、お母さんが保育所に送り迎えをするときには、どうしても小さいお子さんも一緒に連れて行かなければ、小さい子供だけ家に置いておくわけにいかないと、そうなればおのずと自転車の三人乗りというのが、しなければならぬというのは、これ必然であります。そのために禁止されるということになりましたならば軽自動車を買うとか、また、その他の手段を考慮しなければならぬような状況になるわけですが、この自転車の三人乗りというのは、これは的を射た施策でなかったかなというふうに考えております。しかしながら、この三人乗りの自転車というのは価格が普通の自転車と比べて随分高いということが1点と。それから、もう一つは、この三人乗りの乗車の年齢が決められておりまして、6歳未満ということになっております。もしこれを購入しても、子供さんが6歳になりますと、この自転車は使えないようなことになる可能性があるわけですが、大変保護者にとって負担が大きい。こういう経済状況のもと余分な経費は出たくないというのが世の常でございます。そのためにも大変エコな乗り物でありますし、ぜひとも、この三人乗りの自転車を何とか補助金を出すと、レンタルにするとかというような方法が講じていただけないだろうかというふうに思っております。この質問をするに至りまして、私も、この業界におりますので、大変申し上げにくかったわけですが、私のところから買ってもらうなくても、組合で買っていただいたり、また、レンタサイクルの協議会がございますので、そちらから買ってもらうえば結構なんですけれども、いわゆる、この三人乗りの自転車に対する対応策というものが講じていただけないだろうかというふうに思っております。

例といたしましては、前橋市の方は半額負担というようなことを打ち出しておりますし、また、三鷹市におきましては月額1,000円のレンタル料で貸し出しをするというようなこともされておるようでございます。また、大分県や兵庫県におかれましては、また、同様な施策というものを打ち出しておられるというふうに聞いておるわけですが、せめて保育所へ通所される時期の間にレンタルをするというような方法も考えていただくようなことができないものかどうか、町長にお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 子育て支援については、いろいろな方法があろうかというふうに思います。今すぐここでする、しないということは申し上げることはできませんが、子育てをする支援の一つとして、検討もさせていただきたいなというふうに思います。

議長（森本敏軌） 服部議員。

1 6 番（服部博和） それでは次に移らせていただきたいと思います。

また、同じく、この提言書の中で記載されておることでございますけれども、中学校についての基本的な考え方という提言もまとめられておるわけでございます。その中で、提言の中に生徒数については、1 2 年後に2 2 7 人減少し、総生徒数が6 7 2 人程度になるということが明記をされておるわけでございます。また、このような状況になった場合に、どういう弊害が起きるかというようなことが書かれております。少人数ゆえに設置クラブが制限されて、生徒の選択幅が狭まると、それからまた、その結果、生徒の意欲や活気がなくなり、学校の活力が失われる可能性もあるということが明記をされておるわけでございます。この提言書に基づきまして質問をさせていただきたいと思うのですけれども、教育長に質問をさせていただきたいと思うのですけれども、3 中学校、現在、与謝野町には中学校があるわけございまして、橋立中学校の存続については、先ごろの補正の中でもいろいろと質問があり、宮津市の方はどうしても存続をするんだという表明をされておるということをお聞かせいただいたわけでございます。また、江陽中学校に關しましては、既に耐震の工事が終わり、新しい立派な学校として存続ができる体制ができております。その中で加悦中学校だけが現在、耐震が行われていないわけございまして、6 月の議会でも、私これを質問させていただいたんですけれども、ちょっと違うということで、きょうまで我慢をしてみたわけなんでございますけれども、いわゆる、あのときの話をさせていただきますと、昨年ですか、一昨年ですか、私が文教厚生委員会におりましたときに、早急に、この問題をやらなければならないということで、急いで急いでという状態であったわけでございますけれども、それが今日に至っても進んでおりません。6 月の定例会のときに、なぜそういうような状況になったのかということをお伺いしましたところ、いわゆる今まで凍結してあったのを回答するというお話が、教育長から回答を得たわけでございますけれども、この回答につきまして、どういうふうに受けとめたらいいのかと、この提言書の中でも6 7 2 人程度になるという中で3 中学校を存続するというふうにとらまえていいのか、それとも、その他のお考えがあるのか、その辺のところを、まずお聞きしたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えいたします。

提言書にかかわっての答弁とさせていただきます。学校の設置は首長でございますので、私どもの見解を述べましても町長の方との協議も必要でございますので、それを踏まえた上でご理解願いたいと思います。提言書につきましては、ご存じのとおり中学校については、組合立を入れて、三つで当面はいいだろうという、そういうことになっておると思います。それに伴いまして、加悦中の、いわゆる耐震の関係でございますけれども、せんだって6 月議会でもお尋ねになられまして、答弁いたしましたとおり、いわゆる教育、保育環境の検討委員会で現在、与謝野町の今後の子供たちの保育、それから教育についていろいろと提言をいただくところでございますので、その間、ちょっとその提言を見守っていくということで、いわゆる凍結をさせてもらってきたと。かし、提言も出ましたので、回答をしていかななければならないという答弁をさせていただきました。したがって、今、その加悦中の耐震問題につきましては、町長部局の方と検討をさせてもらっているところでございます。以上です。

議 長（森本敏軌） 服部議員。

1 6 番（服部博和） 今、教育長の方から町長部局の方と検討をしておるといふ答弁であったわけですが、町長部局の方としては、この問題については、どのようにお考えになっておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 保育、教育環境のあり方検討委員会の方から出していただきました答申に基づきまして、町の中でどうするかということ、方向性を決めていく必要があるかと思っておりますけれども、今のところなかなか財政との絡みもございますし、今後に向けての町としての、ではどういう形で適正な規模、適正な、そうした配置をしていくかという、そこまでの結論は、まだ出しておりません。そういうこともございまして、非常にご不満な点もあろうかと思っておりますけれども、しかし、これとても、そんなに長く検討していくばかりということにはならないかと思っております。そういう意味で公共施設、ほかの部分も含めまして、総合的な中で、町の財政の中で、どういう方向性を考えていくのかも含めて、早い時期に結論を出したいというふうには思っております。でもすべて結論を出すということには、なかなか至らないと思っておりますので、取り組むところからの解決をしていくという方向性で考えさせていただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 服部議員。

1 6 番（服部博和） 財政の問題もあるというようなことで、長くはかからないけれども、結論を出せるところから出していくというような状況で、前向きにとらまえておられるんだというふうにご考えておるわけですが、来年の4月には町長選挙があるわけですが、当然、私は大変差し出がましいとは思いますが、やはりこの問題をきちっと整理をしていただいて、それを公約に掲げてでも、私は選挙戦を戦っていただいたらと、かように思っておるわけですが、ただ、ずるずると言ったらちょっと言い方が悪いかもわかりませんが、引き延ばして、また、先送りをすると、それから、また、結論を出すというんじゃないし、やはり来年の4月には、この問題を公約に掲げて戦っていただくように、ひとつ要望をいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

回答は結構でございます。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

小林議員。

5 番（小林庸夫） それでは一般会計の決算につきまして、質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初に、町長にお尋ねしますが、与謝野町の行政改革大綱というものを見させていただきまして、それとの対比という形で、まず歳入のことからお尋ねしたいと思っております。平成17年度決算にですね、旧3町の未収入金の一覧というところから見ますと、税でありますとか、国民健康保険会計、介護保険会計と、いろいろと項目が載っております、そのトータルが平成17年度決算では3億9,459万円という数字で新町になっております。ところが今、18年、19年、20年度、3年経過したわけですが、3年経過して、平成20年度の決算数字を見ますと、4億8,080万円の未収入金であるという形で、3年で8,621万円の増加になっております。これ項目別に見ますと一般会計の分で30%アップになっておりますし、国民健康保険会計で20%アップの、いわゆる未収入金がふえておるといふ、こういう実態になってきておるんですが、一部簡易水道でありますとか、水道事業会計なんかにつきますと未収入金はダ

ウンいたしております。非常にふえ方が、非常に率が高い、こういうような形のもとで8,621万円と申しますと、500万円の年収の方にしましても、17人分だというものが未収金になっておるとい形が3年間ですけれども、3年間トータルで見ますと、そういう数字が出るのではないかと考えております。行政側も、やっぱり職員の人数減であるとか、いろいろと努力はしていただいておりますが、歳出ばかりカットも、努力をしていただいている中におきまして、歳入の方が、こういう入るべきものが入らない、どんどんどんどんふえていくという、この姿ですね、町長、担当課長さんも、いろいろとご苦労になっていただいておりますけれども、どういように見ておられるか、共同徴収の、そういったことも、仕組みもスタート、来年からスタートするわけですが、そればかりに甘えておられない大きな問題を含んでおるのではないかと、このように私は思っておりますが、このことにつきまして、町長の率直なお考えを、まず、お聞きしたいと思っております。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 未収額についてです。そのトータルの金額を、ちょっと私も持っておりませんが、どちらにいたしましても、非常に、この財政状況といいます、生活の厳しい状況の中でございます、そういう徴収率が上がらない、そういう中で未収がふえていくということが起こっているという状況であるということは、おっしゃるとおりだというふうに思います。そういう中で、入ってくるものが少なくなるということは、出ることを幾ら始末しても、なかなか本来、入ってくるべきものが入ってこないという状況であるということはゆゆしきことだというふうに認識しておりますし、それらの回収に向けましては、あらゆる方法、また、特別徴収班等々を編成する中で職員等も非常に頑張ってくれているというふうに思っております。これらにつきましても、なかなかこれといった解決方法はないわけですが、今回、税の共同化ということで、徴収等も含めまして一部そういう方向でしていく、また、もう少し身近なところでは、やはり全く町の税務課が徴収についても手が離れるということにはなりません、それらについてもあわせて仕事を進めていくということは、かわりがないというふうに思いますけれども、率直なところ、これといった大きな解決策というものはない、徴収をさせていただくの住民の方々の協力を得ていくということだというふうに思っております。そういう意味では個々の方々の接触によって、滞納の回収につきましても、きちっと返済をする、そういう計画を立てながら、約束をとりながらやっていくという、そういう地道なことが必要になってくるかと思っておりますので、そうした意味では、今後に向けましても全職員挙げて、そうした方向に向かって、力を入れて進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 少し私の方からも説明をさせていただきたいと思っております。

今、先ほど議員がご指摘のように、町が債権者であるところの、いわゆる公共料金、多くの公共料金につきまして、確かに収入未済といいますか、繰り越しがふえておる状況でございます。税務課を初めとした幾つかの公共料金につきましては、差し押さえ、あるいは公売といった自力執行権が法律で認められておりますので、そういったことも可能であります、大部分の場合は裁判所に訴えていかないと、そういった強制手段がとれないということになっております。さらに合併以後、この間、職員も35名減らす中で、なかなか日々の仕事に忙殺をされておまして、

未収金対応が不十分な状況になっております。このままではいけないということで、まだ、具体化にはなっておりませんが、正式な名前は、私もちょっと忘れちゃったけれども、簡易裁判所の事務官、書記官、簡易裁判所の書記官だったと思いますが、その方にお世話になりまして、役場のすべての公共的な料金、公共料金と申しますか、の収入未済の徴収強化について、勉強会を開いております。その中で、例えば、比較的簡便な方法で町の未収金を簡易裁判所に依頼をして、簡易裁判所の一定の手続を経て滞納をされておる方に督促をさせていただいて、最終的には裁判にもっていかないとだめな場合もありますけれども、裁判所からの督促を持って収入につながるといった方策を現在、検討をいたしております。まだ、役場挙げてのことでありますので、具体化には至っておりませんが、この間、そういったことで簡易裁判所の方からの勉強会も開催をするなどして、一定未収金の対応につきましては、今後、取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） ただいま町長と副町長からお答えをいただいたわけですが、この行革大綱の13ページには、一番下に、いわゆる町へ納付すべき税金や料金の未収をなくすために、課を超えた滞納対策特別班の常設などを、徴収体制を整えますと、こういうようにうたっておりますが、きょうまでは年末でありますとか、5月の会計閉鎖のときですとか、そういうときにはチーム編成でなさっておられるようなことを受け賜っておりますが、いわゆるここに滞納対策特別班の常設ということがうたっておりますだけに、やはり一日も早く、こういうことの取り組みをなさって、やはりどこも税というのは厳しい中で、それぞれ滞納になられるお方には、それなりの事情もおありだと思いますけれども、個々の状況を、こういった対策案でよくお調べいただいて、本当にだめなものなのか、お願いすれば何とかなるものなんですか、その辺の見きわめを、きょうでもやってやられると思いますけれども、なお一層の努力をお願いせんことには、いわゆるまじめに払っておられる方々との本当の不公平感というものも徐々に徐々に蔓延してくる、非常に悪しき姿だと思っておりますだけに、その辺のことをちょっと町長、常設という形のことにつきましてのお考えをお聞きしたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 行政改革大綱の中に、そのように書かれておりますけれども、個々の課においては、水道なら水道、あるいは保育料、それぞれ徴収しなければならない、そういう税であったり、使用料であったりというものがございます。それらは、それぞれの課で対応しておりますけれども、そういう特別徴収班をつくって年に何回かの徴収を特別徴収ということでしております。ただ、各課を超えて、その常設をするということについて、なかなか難しい状況でございます。それぞれの課が、それぞれ責任を持って徴収をしていくという、それらをお互いに連絡をとり合っ

てやっていくという、そういうことは必要かというふうに思いますけれども、それにかわるものとして一つは、税の場合には税の共同化という形で、1町だけではなしに、ブロックごとに範囲を超えた中での徴収をしていくというようなことも、その一つの方法かというふうに思います。いずれにいたしましても、それぞれの課が抱えております、そういう未収金につきましては、やはり努力をしてやっていく、そして、それには大抵一人の方が、いろいろな複数の、そうしたものを抱えておられますので、お互いに横の連携をして、適切な指導がしていける、そういう体制

をつくっていくということが必要ではなかろうかというふうに考えております。そうした意味では、特別徴収班という意味ではなしに、そうした連携をした上で徴収をしていきたいというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 私もちよっと、この間、議会事務局の本をちょっと読ませていただきまして、その中にも書いてあったのを見せてもらっておるんですが、現年度分につきましては、やはり98%を割らないようにというような趣旨のことも書いてございまして、ことしは98%を割って97.8%でありますとか、97.9%、97.7%とかいうような数字になっております。それとあわせて、私も日が浅いのでわかりませんが、いわゆる過去の、こういった決算書を見せていただきまして、こんなものかなと思っておったんですが、いわゆる滞納繰越分ですか、その徴収率がですね、やはり、その本によりますと40%は確保したいということが書いてありましたけれども、それは理想であるでしょうけれども、きょう現在12%であるとか、15%、非常に低いと、何とかこれを20%ぐらいまで引き上げるような努力というのには、常に年に2回か、そこらぐらいのアプローチではなしに、やっぱりお店さんが集金に歩かれるように、そういうお方には、やっぱり足しげく足を運んでいただいて、人手も足りないということもございましょうけれども、そういうチーム編成をやはり各課を、それぞれ保育は保育、水道、下水道、それぞれ部署はあるでしょうけれども、何かそういう役場としてのチームワークでもって、ひとつこういう収入確保に全力を挙げてやってもらわないことには、いわゆる経常収支比率というんですか、ことしも95.1%のようでございますが、合併時にも96%という形で、何らダウンというところまでいっていないと、せめて90%になるまで努力を、この行革の年度の間になるように、ひとつ、いわゆる支出もですけども、歳入もやはり努力をしていただくという、努力を何とか皆さんでお願いしたいと、このように思っております。

よその町なんかでも、いわゆる住宅使用料の滞納の整理事務取扱要項でありますとか、あるいは滞納者の、住宅の使用料の滞納者、明け渡し請求訴訟要項であるとか、こういったものが、よその自治体にはつくっておられるところがあるようでございます。使用料金額が20万円を超える方でありまして、使用料の期間が12カ月を超える方でありまして、こういう方を対象に、こういうことで、先ほど副町長が申されましたように、裁判でありますとか、そういう具体的な、法的な活動に入るといような要項を持っておられます、現に。この与謝野町につきましては、そういった住宅条例を読ませていただきまして、滞納者にどのような対応をされるのかという具体的なことも、要項はあるのかどうか、その辺のところをちょっと、ネットで見ました関係では与謝野町、ないようでございますが、どういう基準で取り組んでおられるのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

平成20年度の住宅料の収入未済額につきましては、平成19年度に比べまして約70万円余り増加しております。私どもにつきましては、どういった経過で、例えば滞納されているのかといった内容につきまして調査をさせていただいております、平成20年につきましては、11名の方が、あるいは仕事量が減ったとか、失業されているとか、それから、家族の方が

入院されていて、収入がないとか、そういったことで滞っている方が約半数がございました。したがって、そういった状況で増えてきたものだというふうに推察をいたしております。そういうふうな状況ではございますけれども、5月末の出納閉鎖以後3カ月間におきまして、約44万8,000円徴収をさせていただいております、そういった中でも、こうやって払っていただけるといった内容でございます。

住宅の部分につきましては、例えば、今、要項どおりでいきますと、例えば3カ月滞納してあるとか、そういったことで何らかの措置をしなければならないというふうな場合がございますけれども、そういった点を加味しますと、先ほど申し上げましたことを加味しますと、なかなかそういうふうなことに踏み切れていないといった状況でございます。

債権の徴収率を上げるというふうな場合につきましては、確かに今、議員おっしゃいましたように、前年度の滞納分をいかに回収をしていくかといったことと、やはり当該年度の部分の徴収率を上げるといったことが滞納額の増加を抑えるというふうにつながってくるというふうに考えておきまして、そういう意味合いの中では、やはり債務者の方と十分なコミュニケーションを図って、そうやって少しでもいただくといったことが必要ではないかというふうに考えております。

要項はあります。先ほども少し申し上げたというふうに思っておりますけれども。

それから、もう1点、お話をしておきたいというふうに思います。住宅の使用料につきましては、いわゆる強制徴収高裁権といまして、強制的にお金を取ると、たとえば差し押さえをするというふうなことができません。それと申しますのは、公営住宅は、いわゆる低所得者に対して賃貸することで、国民の生活の安定と社会福祉の向上を図るというふうな観点から、非強制徴収高裁権というふうなものに合致をしております。したがって、先ほど申し上げましたように裁判所の手続を踏まないで強制執行ができないといった内容でございます。先ほど申し上げました、そういうふうな、なかなかお金を支払おうにも支払えない方がいらっしゃるというふうな観点から申し上げますと、そういったことをすぐにやっていくというふうなことは、なかなかできないというふうに思っておりますけれども、議員が先ほどおっしゃいましたように、全国的には非強制徴収高裁権の管理マニュアルといったものをつくっているところもあるように聞かせていただいております。そういったことにつきましては、私どもにつきましては、そういうふうな研究を今後していかなければならないというふうに思っております。以上でございます。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5番（小林庸夫） 与謝野町の要項は、ちょっと私も拝見させていただくことができませんでしたので、先ほど課長も申されましたようにあのものです。いわゆる、それぞれの事情のある方の内容を吟味していただいて、この町の、いわゆる滞納されている方、次に掲げるものは除くというようなこと、書いてあることの一つ二つ読みますと、町営住宅の家賃の分納誓約書を提出し、これを履行しているものと。二つ目に病気、失業、生活困窮等の理由により家賃の納付が困難であると認められるもの、この方々は、そこまで強く当たらないと、こういったことが、この自治体にも、うたってあるようでございますが、保育料でありますとか、学校給食の、そういったものでありますとか、やはりどこもが、どの自治体もご苦労なさっておられて、こうして読ませていただきますと、何らかの、いわゆる生活困窮などの理由がないのに、そういった形になっているとい



うケースには法的処置をとるといような強い形でやっておるところも、既に何件かあることは、皆様方もご存じだと思いますので、私もこのことを、毎年、決算時になると、こんな意見を申し上げて申しわけないんですが、ひとつふえないように、やっぱり横並びになるようなところまでの、何とか努力をお願いしたいということをお願いしたいということでございます。

それから、建設課長に、せんだって町報よさのというんですか、回覧板で回ってきまして、この与謝野町の方譲宅地のご案内を見せていただいたんですが、私は、例えば、こういう土地をですね、今は、これ町民の方にはよくわかるわけですが、いわゆるインターネットあたりで、そういう町外の方にも見ていただけるような、そういうネットあたりでのPRというようなこともされてはどうかという思いでちょっと・・・。

議長（森本敏軌） 小林議員、またこれは分宅のところやしてください。分譲宅地の特別会計で。  
5番（小林庸夫） 特別会計、そうですか。それは失礼しました。また、そういうことで。

それでは、次に、この参考資料の30ページの運用基金につきまして、お尋ねしたいと思います。一番下の特産品運営基金の貸付金というのが2,660万円、前年度末現在あるわけですが、ことしは20万円減少して2,640万円となっておりますが、これは昨年、お聞きしたのは、冷凍米飯であるというようなことをお聞きしていますけれども、それに間違いはございませんでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） ご指摘のとおりでございます。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5番（小林庸夫） これにはどうですかいな、利息はなしという形になっておるんですか、そうですか。

それから、昨年の、こういった表に載ってます中と、ことしと比べますと、くらしの資金貸付基金というのが2,294万円というのが、前年度からの現在高があるんですが、これは昨年の、この表には上がってないんですが、どこから、こういうのが出てきたのか、ちょっと担当の方、お尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） そのとおりで、無利子でございます。利息は取っておりません。最初の方の答弁の回答です。特産品です。

議長（森本敏軌） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ご質問のくらしの資金の関係でございます。これについては、この決算書のページ、335ページ、ことしについては335ページなんですが、こういった運用基金の中で、きちっと出させておいてあります。ただ、今回、附属資料については今回、初めてだったかなというように思いますけれども、毎年、決算資料の中できちっと出させておいてありますので、また、ごらんいただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5番（小林庸夫） もう2分しかないので、ちょっと細かいことをお尋ねします。決算書の169ページの労働費ですが、この不用額が831万円という、非常に1,600万円の予算というんですか、予定のうち半分近くが余っているようなんですが、この事情はどういうことなので

すか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

いわゆる平成20年度の末ごろに出ました、いわゆる生臨交と呼んでおります生活臨時対策交付金、これが決まりまして、それについて、労働費に一括事業化して、ほとんど繰り越しをしたということになっておりますので、その分でございます。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） すみません。つけ加えまして、その中にはワークパルの部分の、財団からの戻入部分が300万円余り入っておりますので、その分も加えての金額ということでご理解いただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5番（小林庸夫） ちょっと今ここに、あちらからちょっと資料を持ってくるのを忘れまして、次の段階で、二番目にまた、農林課長にお尋ねしたいことがもろもろございますので、今はこれでおしまいにします。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

畠山議員。

2番（畠山伸枝） 畠山です。住民環境課長にお尋ねをいたします。今年度、大型ごみについて、どうしたらよいか、困っているというひとり暮らしのお年寄り、この方たちに回収をしていただけるようになったということで、大変喜んでおられるわけですが、回収してもらうには重いものを持たなければならないということで、それを出すことができないという相談もありました。これもお尋ねしましたら、納屋なり物置なりまで入ってきて回収してくださるということで、ちゃんとやっていただけるということで安心しているわけですが、これ実績を聞かせていただきたいのと、年に1回だったか、2回だったか、あわせてお願いします。

議長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

大型ごみにつきましては、旧町、3最終処分場を持っておるわけですが、そこに直接搬入をお願いをしておるということです。お年寄り等で、どうしても運べないと、そういう手段がないという方につきましては、20年度から年に1回ということで限らせていただいて、大型ごみを搬入するサービスを無料でさせていただいております。これはごみの収集をやっております業者さんをお願いをしまして、一切費用負担なしで、町の負担もなしをお願いをしているということです。それで実績としましては7件の実績ということになっております。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） 1年間通して7件というのは、ちょっと少ないように思えるんですけども、これ知らない方が多いのではないかと感じております。民生委員の方とか、ひとり暮らしのお年寄りのところに様子を見に行ったりされていますので、回収できる、ちょっと1カ月ぐらい前になったら、こんなありますよということをお知らせいただくとありがたいと思いますので、よろしくお尋ねをしたいと思います。

次に、容器包装リサイクル法ができて、もう久しいわけですが、瓶、缶、ペットボ

トル、包装紙などの紙、あと発砲スチールや、その他プラですね、生ごみがあるわけで、7種類もの分別、これにサービスといいますか、新聞雑誌や段ボールも持って行っていただけるということで大変多くの分別をしなければならないというのが現状です。これに、もうすっかりなれて、当たり前のようにされる方もあれば、いまだにわからないということで、出した場所にね、残されるということが結構あちらこちらで起こっておりまして、いろいろと苦情があると思うんです。与謝野町の皆さんね、大変頑張ってきれいに、その他プラでも洗って乾かして出しているという方も大勢知っているんですけども、また、間違っただけのものも入っている。それでまた、間違っただけのものが入っていれば残されますので、これリサイクルするわけですので、きれいにしなければならないという意識もかなり普及しているということで、ほかの市や町と比べて優秀なんではないかなと思うんですけども、この辺はどうでしょうか。

議長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

ほかの町と比べて分別がきちんとしていただいておりますというふうに私も思っております、町民の皆さんには本当に感謝をいたしております。ただ、どうしても、そういう誤りがあるものについては、シールを張らせていただいて、なぜ取らないかという表示をさせて残させていただいておりますので、その点につきましては、そのことで、どこが間違っておるかということがよくわかるようにさせていただいておりますので、今後もそういうことで分別に協力をいただきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 確かに理由もぺたっと紙が張ってありまして、理由がわかるようになっているんですけども、がれきなどの最終処分場に持っていく埋め立てごみですね、これは名前を書くことが義務づけられておりますので、みんな書くわけですけども、これを置いていかれるとね、本当にはずかしい思いをすることが起こっております。残された理由はあるんですけども、今度また、別の理由で置かれてしまったりすると、もう本当に恥をかくわけですけども、また、回収される業者の方も本当によく調べておられるので、随分手間がかかっているわけですね。こういうことが、いまだに起こっているわけですので、出前講座みたいなんで徹底するということはできないでしょうか。

議長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

出前講座につきましては、言っていただきましたら、いつでも行かせていただきますので、その場でわからないことだとか、実際に取り残しがあつたごみを見て、現在でも個々の家庭で問い合わせがあつた場合、どうしても電話で対応できない場合は、そのごみを、残されたごみの現場まで行って中身を見て、ここは違いますということで、こうしてくださいという対応をしておりますので、そういう対応もさせていただきますので、ご連絡をいただいたらありがたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 次に不法投棄のことなんですけれども、不法投棄も後を絶たないわけですね。これは峠などの大型ごみだけではなくて、みんなが出すごみの集積場所ですか、そこに勝手に捨て

るというか、置いていくというか、そういう人がいます。隣組の人たちが協力して片づけておられるんですけども、これも限りがあるわけですね。また、峠などへの不法投棄はもっとパトロールを強化するなどの取り組みが必要ではないかと思うんですけども、以前に質問しましたときには通報があれば見に行くと、しかも、すぐに回収するのではなくて、ある程度たまったらという言い方は変なんですけれども、一定の時期が来たら回収するというようなことだったと思うんです。しかも、もし不法投棄した人が特定されたとしても1回目は通告というか、警告ですか、2回目からは罰金みたいな話だったように思いますけれども、どのようになっているかをお聞きしたいと思います。議案の資料によりますと、立て看板ですか、立て看板に、かなりの費用を使っておられる。パトロールにはほとんど使っておられないということで、パトロール中に捨てる人はほとんどないと思うので、それも仕方がないかと思うんですけども、不法投棄をした人が特定された場合は、警察とも関係すると思うんですけども、罰金、撤去。撤去は自分でしていただくというような方法がとれないのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。まず、ステーション、ごみステーションに対する不法投棄でございますが、各隣組等で、ごみかご等を設置されて、そのステーションを管理をしていただいておりますということなんです。そこに通行をされた方が、ごみを捨てられていくという、そういう事例が多々起こっておりますということについては、よく苦情が入ってきますので、十分承知をしておりますが、ただ、ステーションの管理については、あくまで、そのステーションの皆さん方で共同で管理をしてくださいということをお願いしておりますので、そういう事例が相次ぐというようなことになりましたと、ステーションの位置を変えていただくとか、あるいはかぎをかけていただいて、ごみの収集日の朝だけ開けていただくとかいうような、そういういろいろな工夫をやられておるところがありますので、そういう事例も、また、紹介もさせていただきますので、相談をいただいたら結構かというふうに思います。

それから、次に峠等の不法投棄のパトロールでございますが、これは特に人を雇用していることは平成20年度ではやっておりません。主に地元の人からの通報等で対応しておることとございますが、本年度からは緊急雇用の関係で2名のパトロール員さんを雇用させていただきましたと、毎週2回パトロールをしていただいておりますということと対応をさせていただきます。

それともう一つは、不法投棄をした人が特定できた場合の対応ですが、これは1回目は文書で警告をさせていただくということで、2回目からは警察の方に連絡をするということで対応しておりますが、なかなか警察の方も、よっぽど大きな事例にならない限り、すぐには、スピーディに動いてくれないというような事情がありまして、なかなか現場としては苦慮をしております。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） はい、ありがとうございます。なかなか捨てる方も、多分気をつけて不法投棄をするんでしょうから、名前が特定されるということは、なかなかないのかなとは思いますが、やっぱり罰金・撤去となると町が勝手にすることはできないでしょうから、どこまで権限があるかという問題もあるんですけども、もしわかった場合、もうちょっと速やかに、早くで

きるような方法を何か講じる必要があると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、以前、合併する前のことなんですけれども、旧町時代にごみ減量化委員会というのか、はっきり、名前は忘れたんですけれども、そういう委員会か協議会であったと思います。私もなつたことがあるんですけれども、今はそれもないように思いますのですけれども、そんな中で職員の数は合併してから、どんどん減られられていくという中で大変だと思うんです。苦情がよく来るといふことで、それにも対応されているといふことで、本当に大変だと思っております。そして、これは町だけでは、町職員だけではもう限りがあるのではないかなと、私は思っておりますので、一時的に職員をふやしてでも住民と行政とが協力できる組織をつくる必要があるのではないかなと思っております。そうすれば、この分別への苦情も減って、安心してごみを出すことができるのではないかと、行政と住民が一体となって取り組まねばならないということもあるのではないかなと思っておりますけれども、そこら辺はどのように考えておられますでしょうか。

議長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。合併前につきましては、確かに旧3町ともに減量化推進委員会というような委員会がございました。その委員会につきましては、容器リサイクル法が始まりまして、その分別が非常にわかりづらい、また、そのごみを、そのことによって減量化をしていくという、その制度と分別を徹底をするということに重きの目的があったように思っておりますが、その部分が、もう既に大体定着をしてきましたので、合併とあわせて、組織は一たん新しい組織で考え直したらどうかということ、その組織は継続をしなかったということになっております。ただ、議員さんご指摘のように住民の皆さんと一緒に、そういう取り組みをしていくということは非常に重要なことだといふふうに思いますし、これからのまちづくりをしていく上でも欠かせないことだろうといふふうに思っておりますので、今後、どういふような形でやっていくかということについては、もう少し研究をさせていただきたいといふふうに思いますが、押しつけにならないような形で、住民の皆さんの自発的な力を引き出すといふような形で、何か取り組みができないかなといふようなことは、常々考えておるといふことでございます。

議長（森本敏軌） 畠山議員。ちょっと休憩に入りたいと思いますので、質疑の途中ですが、よろしいでしょうか。

2 番（畠山伸枝） はい。

議長（森本敏軌） それでは、暫時休憩します。

午後1時30分再開します。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後 1時30分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

なお、糸井議員、井田議員につきましては、午後、欠席届が出ておりますのでご報告申し上げます。

それでは、畠山議員の決算質疑を続行します。

畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 先ほどの答弁をいただきました、その中で大変重要なことだと、これ住民と行政

が一体になって取り組まなければ解決しないということについては、重要なことなので、別の形で押しつけにならないように配慮を持ってやらなければならないというふうな答弁をされたと思います。本当に、このことについては大変いい答弁をいただいたなと思っているんですけども、今でさえ、みんな大変な思いをしているというのがありますので、本当に押しつけにならないように、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

質問を変えます。橋立中学校の給食問題ですけれども、教育長にお尋ねしたいと思います。これは何度も取り上げてきた問題ですけれども、宮津市におかれましては前向きな答弁をされているわけです。本町でも給食の大切さという意味では教育長、十分認識されているというふうに思っております。ところが、いまだになかなか前向きになっていただけないと、これは大変残念だと思います。宮津市は学校再編が終わったということだったと思いますが、再編を待つ必要はないのではないかとということが1回目の質問です。どうかよろしくをお願いします。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。橋立中学校の給食の実施の件につきましては、組合の教育委員会の中でも宮津市の方で一つ検討をお願いしたいということのを投げかけてありますので、また、宮津市の見解等をお聞きしながら検討をしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） 宮津市と、また、今後も検討してということですね。中学校組合での野村議員の答弁でも、給食センターでの対応はできるということでした。宮津市との関係だけであれば、宮津市でも給食を実施しているところがあるわけですので、橋立中学校での給食はできるのではないかとこの見通しをされているというふうに理解してもよろしいでしょうか。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。いずれにいたしましても、与謝野町にとりましては、そうした声があるということ。それも申し上げておまして、宮津市の方に検討をお願いしたいということは言っております。いずれにしましても、ただ、給食を実施していくときになりますと、それにかかわります、その施設の問題もございまして、それらの負担の問題も出てきますので、それらを含めて再度、検討していただくように申し入れをしたいと、そのように思っております。以上です。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） ありがとうございます。これで終わります。

議長（森本敏軌） 先ほどの小林議員の質問に対します太田課長からの答弁がありますので、これを受けます。

太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 訂正をお願いしたいと思います。決算書169ページの労働費でございますけれども、不用額に831万円計上されております。これはめくっていただきました171ページの13節委託料、指定管理料393万2,000円と、決算を打たせていただいておりますけれども、ご承知のとおり財団法人コミュニティ野田川、本勤労者総合福祉センターの管理運営事業として指定管として管理運営を行っております。決算額が確定をいたしましたので、その差額

を返還するという協定書になっておりますので、したがって、831万円につきましては、すべて財団が管理しておりますワークパルの不用額の返還金ということでご了解をいただきたいと思っております。多額の金額でございますが、この金額を財団から戻入いただいているものでございます。以上です。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。  
有吉議員。

17番（有吉 正） それでは20年度決算について、質問いたします。

まず、初めに農林課長に伺いますが、決算書187ページ、決算資料で138ページですか、井堰台帳管理システム、これが載っておるわけですが、成果物等々あるのかなのか、その辺について伺います。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

平成20年度で井堰台帳について紙ベースで合併以来、引き継いでおりましたものをソフトを導入して、機械管理しようということで、ソフトを導入いたしまして、既に図面等についても活用させていただいている部分がございますが、その井堰の受益面積とか、管理者ですとか、そういったことが、まだ、十分は、100%は把握できておりませんので、そこを調査、照会させてもらいながら、順次入力をしていくということでございまして、それぞれの井堰ごとの台帳の組み立ては、既にできているということでございまして、成果物はパソコンの中に存在するというでございまして。

議長（森本敏軌） 有吉議員。

17番（有吉 正） それこそ安全で安心なまちづくりの一環として、この井堰というものが田んぼの水取りと、いわば、いうことで大事なところではあるんですが、平成16年の台風18号のときには、もう井堰は済んで、水は要らない状況だったわけですが、せんだっての8月9日、10日ですか、まだ、8月でしたから台風9号の夜の洪水には、かなり井堰絡みの、いわゆるあれもあったなというふうに思っております。それこそ、私は、この台帳をつくることによって地元の方の理解も深めていく。あるいは地元というか、農家だけでなく、そういったことにも必要があると思えますし、それから今現在、管理が非常に難しい時代になっております。これはサラリーマンであったり、夜中、大豪雨の中、井堰を管理せいと言っても、なかなかこれは、いざというときには、台風が来るというのがわかっておればいいですけども、せんだっての台風9号のように東京の外れを通過しておるけれども雨が降ると、いわゆる今は、そういったゲリラ豪雨みたいなことが起こりますので、岩屋川、私は岩屋に住んでおりますので、岩屋川を今、京都府の方で上流に向かって、今、浄土橋のあたりですか、やっておられると、それから今度、あと後何百メートルかわかりませんが、幾地のもうちょっと上まで河川改修が上がってくると、これは建設課も絡んでくるわけですけども、そういった中で岩屋川も井堰をかえられると、井堰を上の方に。そして、受益面積をふやされて、そういったことも今後、計画立てて、これは京都府とも絡んでくるわけなんですけれども、そういった中で安心・安全なまちづくりをしていかなければならないし、そのためには我々、農家だけではなく、地域の方の理解も得ていかなければならない。そういったことにも役立てていただきたいなというふうに思うわけなんです、そこら辺を今後の、

岩屋川だけでなく、そういった井堰の、ふうせんの井堰や転倒式ですね、転倒式の井堰があるわけなんですけど、そこら辺の今後について、これをどう生かすかという点についてお伺いいたします。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

ご指摘のとおりでございまして、なかなか農家の方々が、農家が少なくなる。あるいは高齢化する。それからサラリーマンをしながら農業するというような形態になってきましたことで、昼間はなかなか勤めに出ておられて、おられない方ばかりだというようなこともあり、また、夜中も、そういった少ない人数で、その井堰の責任を管理上、負うということは非常に重たい職務になるというようなことも、いろいろと重なりまして、各地で、そういった問題が発生してきているというのは承知をさせていただいております。この19号台風の際にも、小規模な井堰でしたけれども、井堰の板を取らなかったことによって、浸水が起きてしまったというような事例も来ているということでございます。したがって、今後はやはり農家だけではなくて、地域の区の役員さん等含めまして、あるいは水防隊の役員さん等含めまして、農家以外の方々にもご協力を求めながら、そういった大雨のときには必ず堰を外しにいかねばならない井堰のリストというものを周知してもらいまして、それを農家だけでなく、地区にも認識していただいた上で、そういったときに対応していただくような、そういうことにも十分活用がさせていただけるのではないかとこのように思っております。地域ぐるみで防災を行っていただくような、そういうふうにしていかねばならない。そういう状況だということに思っております。

議長（森本敏軌） 有吉議員。

17番（有吉 正） それこそ雨が降ってからでは、それこそ1メートルぐらいの水路の堰板を一人で外すということは非常に難しいんです、現実問題として。夜中は怖くて危ないという、人命にも、これ影響をします。大きな川というほどではない岩屋川でさえ、こんなもの一人ではとてもじゃないけれども無理ですし、1メートルぐらいの、いわゆる水路ですね。それでも現実問題は上がらんですわ、そういうことを考えると、それこそ転倒式の小さなやつでも、もっといい工夫がないかなというふうに素人なりに考えるとわけなんですけれども、そういったこともあわせて研究やら、また、お力添えをお願いしたいなというふうに思っております。それから、有害獣対策事業が、ここにも載っておるわけなんですけど、それこそ1点だけ、この点についてはお伺いしておきたいと思っております。昨年、この決算では、いわゆる電気さくのみは60%補助、それから、工作物、メッシュ等ですね、と電気さくを必ずつけ加えて70%ということだったろうと思うんです。必ず電気も使いなさいということだったのが、農会の回覧板でせんだって回ってきましたのが、工作物だけでも70%出ますというように書いてあったんです。この辺は、私も、この方がいいかと、前々から思っておりましたし、たしかそういうふうに議会でも、そういう質問をしたという記憶もあるわけなんですけど、この辺については京都府の考え方が変わったのかどうか、なかなか府の方も言いかけたことを変えられないことが多いですから、ちょっとこの辺を確認しておきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。



できるだけ有効な防護さくをしていこうということで、あの地域の方々もいろいろと思案に思案を重ねていただいて、ちょうど2年前ぐらいからですか、加悦奥の事例として、下にフェンス式を設けて、主としてイノシシを防御すると、その上に、それをシカが越えないように電気さくをするという取り組みをしていただいて、それで非常に効果が高いというようなこともございまして、それで、それを地域に広めていこうということもあり、いたしまして、フェンスで行われる場合は、どうしても資材費が高くなりますので、それを通常60%の補助を70%にさせていただいたということでございます。これは上に電気さくをされなくともフェンス式であれば70%は出させていただけのだろうというふうに思っております。この10%の上積みについては、町の単独分でございますので、京都府からは、どちらにしても50%の補助しか受けられません。従来は、それに10%を上乗せして6割補助をさせていただいていたのを、フェンス式の場合は町独自に10%上乗せして7割にさせていただいておりますので、京都府の考えということではなくて、町の考え方によります。したがって、それは下だけのフェンスだけでも70%補助させていただけるというふうにさせてもらっております。

議長（森本敏軌） 有吉議員。

17番（有吉 正） 府の考えではなしに、町の考えが変わったと、そういうふうに理解したらいいですか。わかりました。

決算書で189ページの有機物供給施設管理運営事業、資料としては139ページに載っております。それこそ、ちょっと今、決算書は、机の上に置いて、持ってきてないんですが、いわゆる燃料費ですね、これが700万円ほどかかっているというふうに思いますし、それから全部で2,000万円、施設運営に2,166万5,000円かかって、肥料売上収入は1,463万5,000円、それこそ、この肥料は京の豆っこ米ということで、今は都会のスーパーというのか、そういうところにもおさめられて、気張って、頑張って販売もしておられるので非常にいいことではあるわけなんです、その余分といいますのか、143ページには京の豆っこ肥料の購入助成、465万4,000円ですか、こういった別の費用もかかっているだろうなど、そういうふうに思っております。そういった中で、この機械設備ですね、今回というのか、20年度には処理機械設備等整備工事で1,487万2,000円かかっておって、これも必ずというのか、しやってもしていかなんという状況だったろうというふうに思っております。それから、これもまた、いつかは傷むわけで、8年とか、たしか10万までぐらいが更新のあれしていかなん、これは修理というふうに思っておるわけなんです、そういった中で別の、もっとランニングコストのかからない、あるいは有効な、そういったシステムができないかと、たしか野村議員でしたか、燃料費を多額に、重油を使うようなことも考えものだなというような、たしか指摘等もあったろうと思うんですが、そこら辺について研究というのか、そういうことをなされておるのかどうか。例えば、いつか農業委員会で廣野議員や課長も一緒だったんですが、あれは南出雲市でしたか、南出雲町だったか、ちょっと忘れちゃけれども、仁多町ですね、昔の。あそこで、そういった牛ふんの代謝、肥料をつくっておられる、そういったところが、あそこ、私もいろいろな肥料をつくっておるところを参りましたけれども、あそこは本当に臭いがしませんでしたわ。ああこんなところはいいなと思って、勉強になったと思っておるんですけども、ああいったプラントというのか、そういったことも一つは、私もちょっとようわからんところがある

わけですけれども、うまく、これに、豆っこ肥料に活用できるものか、できないものか、お金がどれぐらいかかるものかわかりませんが、そこら辺について現状の課長のお考えをお伺いいたします。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

平成20年度の予算で、いわゆる処理機を改修させていただきまして、おかげさまで、今、完全運転、フル運転をさせていただいて、つくり置きして、を来年に備えているという状況でございます。それで、昨年、大体年間200トン規模で、これは75%ぐらいの稼働に落として運転をしていたということでございます。それが、ことしは改修の効果で大体300トン为目标に年間製造を、今、行っているということでございます。それで、8年経過いたしまして、リニューアルをさせていただきましたので、最大、今、400トン規模の年間製造が可能な施設になったということでございます。したがって、当面、それで考えております豆っこ米の拡大面積には、ほぼ耐えていけるかなというふうに思っております。

しかしながら、それ以後、約5年先移行の肥料製造につきましては、抜本的なことを考えていかなければ、なかなかならないのではないかなと、面積をふやさずに、それで使っていくということで、その選択をしたら、今の施設を、そのまま使うということにはなるかと思えます。その選択を、まずしなければなりませんし、それから、コスト面で申し上げましたら、大体、ざっと700万円ぐらいのA重油を使って、年間、燃料費を執行しております。非常に自然循環農業といえども、そういった油を使うということについては逆行しているというところもございしますので、今後、かわる燃料等について研究を深めていかなければならないだろうというふうに思っておりますけれども、なかなか今のところ、そのめどは立っていない状況でございます。

それから、視察をされまして、私も一緒に同行させていただいたわけですけれども、その仁多町さんの場合は、産業として畜産業が非常に盛んであって、牛ふんの処理にも困っておられたという状況があったようですけれども、当町、また、この丹後全体では、そういった畜産業が栄えておりませんので、そういった飼料が、牛ふん等の燃料になるものがほとんどないという状況の中でございますので、そこに燃料を求めていくような考え方には、なかなかならないのではないかなというふうに思っております。したがって、重油にかわる燃料を考えていくというようなところを頭に置きながら今後の展開は考えていかなければならないんじゃないかと、そのように思っております。

議長（森本敏軌） 有吉議員。

17番（有吉 正） 私は仁多町みたいに牛ふんの肥料を言うつもりはないんです。ああいった機械というのか、プラントで今の重油をたくさん使う豆っこ肥料じゃなしに、あの設備で豆っこ肥料ができないかという、素人考えですけれども、そしたら、よりたくさんというのか、あるいはランニングコストが、僕もちょっと勉強不足なんですけれども、その辺もまた、勉強していたら、私は勉強をせないかんのですけれども、私はそのつもりでお聞きしたんです。

それならあと225ページに主要地方道宮津養父線岩屋峠改良促進協議会負担金が2万5,000円あるわけなんです、それこそ、せんだっての一般質問で小林議員の方からも質問させていただいて、町長のご答弁はわかっておるというつもりなんです、きょうお伺いした

いのが、いわゆる昨年も、その協議会、いわゆる但東町ですね、今の豊岡市ですか、の方々とも一緒に京都府に昨年も協議会で要望事項に行ってきました。それこそまた、ことしもせんだっての総会では行く予定になっておるといふふうに思っておるわけなんです、何とか、岩屋川線も大分できてまいりましたし、来年また、進むと思います。それから、せんだっての補正にもありましたように、今の福岡立道線から、あと四辻の方に入ってくるという土地の買収の補正予算も出ておったというふうに思います。そういった中で岩屋峠を、今のうちから、早いこと府の方にやっていただかないと、それこそあまり意味がないと、ぜひ町長、そこら辺に先に行くようにお願いもしていただきたいというのと、私こういうことも、ちょっと聞いて、確かなことではないわけなんですけれども、いわゆる土木部長のところまでは、大体オーケーが出ておると、あとは、いわゆる知事なり副知事、副知事なのか知事なのか、あとの上の、そこだけなんだというように聞いております。ですから、今の与謝野町の岩屋川線の状況も、こういう状況ですし、それは昨年も要望のときに町長も言われてたし、建設課長も言うておられたと思いますし、私もちょっと地元の議員として、その辺はお願いしておきました。どうかひとつ町長、そこら辺もあわせてお考えやら、今後の方向性をお聞かせいただきたいというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 宮津養父線、とりわけ岩屋峠の件ですけれども、考え方、そうしたものについては全く変わっておりません。やはり一日も早く、方法がいろいろと、もとのやり方ではない方法で京都府も取り組んでいくという形の中で、今、進められておりますので、あそこを非常に狭隘な、あるいは角度のきついところについての、そうしたところを直してやっていくという、そういう考え方でございますので、そういう方法でもって進めていただくように、できれば、もともとの幅ぐいを打った、そういうあれですけれども、そのことについては、そうでない方法でやっていこうという方向性のようでございますので、それらについても強く要望をしていっているところです。部長まで行っているかどうかということにつきましては、振興局あたりで、あれしたものを、昨年は副知事までは行かなかったんだと思いますけれども、行きましたかしら。行ってなかったですね。いろいろとあって。

図面を出して説明をさせていただきました。そういうことで、府の方もよくご存じですし、それまでも、ご存じのように旧町からも含めて何回も調査に入っていたりしたこともありますので、それらを強力的に進めていくということに全力を挙げたいというふうに思っています。同じように宮津・豊岡・鳥取の、そういう線もありますので、それら等を含めて、なかなか京都府も財政的に厳しいというふうなところで、少し足踏みをしているような感はしますけれども、一般質問の中でお答えしましたように、岩屋峠へ続く岩屋川線の先線とぶつかる、そこまでの分についても町も一生懸命やっておりますので、それらも含めて、その先の、この件については、よくご存じですし、それを強力的に、できるだけ早く進めていただくような要望をしていきたいというふうに考えております。

議 長（森本敏軌） 有吉議員。

1 7 番（有吉 正） それこそ幅ぐいが打たれて、そのまま休止みたいなことになっておるわけなんです、先ほど町長が言われた、もっと上の方ですね、それは今のちょっとしたところを広く直すと、それは、それこそ簡単に言うたらおかしいですけど、それは今の道路を拡幅すること

ですし、岩屋川線の突き当たりから、それこそ交差点となって、四つ角になって新しく前のくいどおりに、やっぱりやっていたら結構だと思いますし、そこらを早急にね、順次やっていただけるように、よろしく願いいたします。我々は我々で頑張ったいというふうに思います。

それから、建設課長に、それこそ岩屋峠の件なんです、先ほど畠山議員から不法投棄の、いろいろとご質問をされておる中で、岩屋峠にも本当に不法投棄が多いわけなんです。我々、田んぼをつくっておりますと空き缶が転がっておるということはよくある。これも腹ただしいわけなんです、本当に困ったことですが、岩屋峠には大型ごみが落ちておると、6月議会でしたか、ごみ投棄防止フェンス。

議長（森本敏軌） 有吉議員。手短にまとめてください。

17番（有吉 正） これについて府の方に、どのようにお願いしておられるのか、お伺いします。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。今現在、町の方で明石香河線のところに不法投棄の防止さくを設置をさせていただいております。特に峠部分につきましては、今の宮津養父線以外にも、例えば、中藤加悦線だとか、そういったところにつきましても不法投棄が目立つというふうなことで、府の方にフェンスを設置していただくというふうな経過もございますし、それから、例えば、ガードレールを使って、例えば、そういうふうなネットを設置するというふうな場合につきましては、当然、土木事務所の管理課の方と調整する必要があるだろうというふうに思っておりますし、そういった点につきましても、可能な限り、うちの方としては要望させていただいておりますけれども、なかなかそういった、いわゆる専用物件とのかかわりの中で、現在、今、調整をさせていただいておるといった内容でございます。今後につきましても、その結果を踏まえながら、今後また、強力に要請していきたいというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 一般質問でもお答えしましたように、交通量も岩屋峠ふえてきております。政権交代が行われて、京都府から出ておられます前原衆議院議員が今、国土交通省の大臣でございますので、ぜひ、この国からの、そういう枠がおりてこない、見直しをかけられて切られてしまうとできませんので、ぜひ議員のお力等もお借りしながら、その見直しがむだではないので、決して、むだではないということ、ぜひ強く申し上げて進めていけるように努力したいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

17番（有吉 正） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

家城議員。

6番（家城 功） それでは、1回目の質問をさせていただきます。私は以前、商工会に勤めておりました、産業振興商業活性化等には非常に、得意な分野ではないんですが、専門分野でありますので、先ほどの服部議員の少子化にも雇用問題が原因であるというような中から産業振興について、さきにお聞きいたしたいと思っております。

最初に205ページになりますか、決算書の方、産業振興事業の13番、委託料の、まず、その他委託料というのを、内容をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 負担金の中にオータムフェスティバルというふうな書き方をしておりますが、その他委託料も、今回、国の電源立地交付金を対象にいただいた経過もありまして、それにかかります賃貸借関係の委託料が、この金額ということでございます。

議長（森本敏軌） 家城議員。

6 番（家城 功） 私も商工会に、先ほども言いましたが、おりまして。確かに産業振興には、それなりのイベントも必要かと思いますが、担当課長にちょっとお聞きいたしますが、商工関係の課におかれて非常に長い月日がたっておるわけですが、課長ご自身の産業振興、また、商業活性化も含めました考え方、基本的な思い、また、どういう政策を打ち立てていこうかなという思いで仕事をされておるか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 非常に大きな質問でございまして、一般質問みたいな形になるわけですが、確かに旧野田川時代から商工関係の仕事に携わっておりまして、いろいろな経験もさせていただいております。そういった中で現実がバブル崩壊後、非常に経済が低迷しているという中で行政としての仕事になっているわけですが、ご承知のとおり景気のいいときは、本当に押し寄せというか、行け行けという感じで、業界自身が、もう行政の力を借りずに、それなりに活性化をしてこられたという経過もありますし、行政といたしましても、その時代は企業誘致も含め、いろいろな政策を打てたというふうに認識をしております。その後、空転したわけですが、行政として何をやっていくんだということでもありますけれども、基本的には、やはりこの業界を活性化していただくのは、企業の自助努力だというふうに思っています。行政として、それをいかにうまく円滑に事が企てられる仕掛けを行政の施策として打っていくべきかなというふうに思っておるのが一つです。

それから、行政自身としても活性化のために取り組まなければならないものはあるかというふうに思います。雇用対策、企業誘致にいたしましても、企業、地域の皆さんが一番求められている内容でございまして、これを何とかしなければならないという気持ちは十分あるわけですが、なかなかその部分が実現していない。ここに大きなギャップがございまして、本当に、大変つらい状況にはありますけれども、座して待つではなくて、前に進んでいく企業、そして、行政側もじっとしているのではなくて、動きながら、いろいろなネットワークの中で小さな仕事の積み重ねの、仕事探し等も含めた、そういう今、地道な活動をしていくことが、私たち行政に課せられた任務ではないかなというふうに思っております。それが、長中期的に、うまく重なっていけば一つの町の活性化ができるのかなという思いの中で日々、動いているという状況でございまして、私の思いとしては、そういう部分で担当課一丸となって、また、商工観光課だけではなくて、いろいろな行政ネットワークの中で構築していければ自分の役目といたしますか、方向性が見出し得るのかなというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 家城議員。

6 番（家城 功） 非常に心強いご回答をいただいたわけですが、私も産業振興とは地域の創業者や転業者、ものづくりの支援も当然重要でありますし、とりあえず企業の努力というのが一番大切な部分ではあるんですが、私もいつ糸が切れるかわからないような、細々とした経営者の一人で

あります。そういう中で、それにつながっていくような、また、新しい事業を見出していきというように模索もしながら、いろいろと日々、商売もしておるわけですが、そういった中で前回、補正の方でも中小企業大学とか、そういう分野で研修会や講習会等に、公的な部分の分に関しては補助が、行政の方でもしていただけるというようなことがお聞きをしておるんですけども、小林議員あたり非常に産業振興にも熱心で、浜松の方に出向かれたり、いろいろな地域に行かれて、いろいろな勉強されてきておられます。そういった中で、今回も、例えば10月21日から23日、長浜ドームにおきまして琵琶湖環境ビジネスメッセというような事業が、入場は無料です。そういった中で、このビジネスメッセでいろいろな企業の紹介をするわけですが、農業を一切使わない水耕栽培だとか、例えば送水力の、例えば小川でできるような発電システムだとか、今後、当地域にも産業につながっていくのではないかなという、光が見えるような展示もいろいろとあったり、また、企業誘致にもつながったりというような催しがあるわけですが、こういった公的な、中小企業大学、私も商工会のときに勉強をしに1カ月、2カ月と行かせていただいたこともあるんですけども、専門的な部分で確かに勉強することも大事なんですけども、こういった地域で、まだ、とり行われていない今後、また、地域の新しい産業になるのではないかなというようなヒントにつながるような、こういう研修会にも、できたら補助につながるような、なかなか厳しい状況なので、事業者も自腹ですべていくようなことも難しいですし、小林さんのお話を聞いておると、個人でマイクロを借り上げて、地域の、そういう意欲ある人を誘おうと思っておるんだというようなことを言うておられます。そういった、町にはまだまだ、あきらめていない、今から町の新しい事業をつくっていくだという希望を持った人がいっぱいおられますけれども、担当、今、課長も企業努力が大事だけれども、それに対する支援をという中で、また、こういうような見直しも必要ではないかと思うのですが、その辺のお考えはいかがでしょう。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 現在、与謝野町でとっております人材育成、並びに販路開拓等々の商工業振興補助金の制度を持って、その中にいろいろなメニューがあるわけですが、今のご質問の中の研修に対する考え方、これは人材育成、それから企業のスキルアップ等を図っていただくための支援なんですけども、これにつきましては基本的に現企業の活性化、安定化を図るための目的とした支援策ということにとどまっております。今回、9月補正で中小企業大学だとか、公的機関への研修にとどめず、各団体が所属されております上部機関での研修もオーケーということにはさせていただきましたけれども、あくまでも、先ほど言いました目的の範囲にとどめております。それから、視察研修ということで、過去にはまちづくりだとか、そういった観点から、そういう施策があったんですけども、新町になってからは、そういう施策をなくしております。というのは、研修事業なり、また、ある意味では販路開拓部分という部分のメニューもございますけれども、販路開拓につきましても、3名以上で販路開拓ということでございますので、やはりバイヤーさんなり、それから祭事に参加されまして、そこにかかる経費を支援していくということですから、単なる、失礼な言い方ですけども、将来的にはプラスになるかというように思いますけれども、現段階での視察については補助対象にしていないというところでございます。これは現状でございます。今後につきましては、また、政策の一つとして考えていかなければならないというふうに思いますけれども、私の方で、この取り組みができるという部分につきまして

は、商工会の特別事業の中で各部会に一定枠の特別事業の補助金を交付しております。その中で検討をいただけるということが一番望ましいのではないかなというふうに考えているところでございます。

議長（森本敏軌） 家城議員。

6 番（家城 功） とりあえず1回行ったから、次につながるとかというようなことは、なかなかございません。何回も何回も、いろいろなところに行って、その中から、100のうち一つが見つかるのか、1,000のうち一つが見つかるかというのが現状ではないかと思います。そういった中で、課長の商工業に対する熱い思いを、ぜひ町長にもご理解いただけるような説得をしていただきまして、地域が活性化できるような努力をしていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。その中で、補正でも商工業に対する支援が新たに緊急対策として打ち出されておりました。そういった中で谷口議員が、どのようなPRをしていくんだというような質問をされた中で、ホームページや回覧も含めて、商工会とも連携をとってということの答弁だったんですが、確かに、先ほどの話ではないですけれども、企業の努力も必要な中で、ホームページや回覧も常に当たり前として見るのが町民の、ある面では義務だと思うんですが、多分、ホームページや回覧板をまめにチェックしてというような事業者の皆さんは、あんまりおられないんじゃないかと、私も、そういう、商工会に勤めておったときもホームページに上がっていますよと言っても、そんなもん一々見るかというような、逆におしかりを受けんなんような中で、一番大切になってくるのは商工会との連携ではないかと思っております。

以前、役場の職員の皆さんもサービス業の一環として、地域に出ていっていただくことも大事ではないかなというようなことも町長にお願いをしたこともあるんですが、今現在の仕事で手いっぱいの部分もあるという中で、商業、産業振興に関しては商工会という組織がございまして、そういったところが商工観光課のできない、職員の皆さんができないPR等もぜひ行っていただけるような連携をとって、いろいろな、そういう先ほど答えいただきました商工会の特別事業の中にも、そういう枠があるとかいうことはご存じでない方がほとんどだと思います。そういった中で、組織も新しくなりましたので、そういう連携をとっていただいて、ぜひPRをしていただきながら活性化が少しでも進むようお願いしていただきたいと思います。

同じく商工観光課で関連の森林公園223ページでございますが、財団が全員協議会の中で解散されるというような方向のお話をお聞きしました。そういった中で新しい指定管理をというお話も聞いておりますが、以前、地域の事業者が不景気な中、ちょっとでも、その商売の活性化につながるよということで資料を見ていると、非常に多くの方も森林公園の方には来場されておまして、地域の皆さんの子供さんたちの遊び場として有効に活用していただいております。そういった中で昼食やジュース等の販売ブースを設置したらどうかというようなご意見を課長に投げかけましたところ、やらないとは言っておられなく、前向きに検討していきたいというお返事をいただいておりますが、その後の経過、また、お考え等がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 財団の件につきましては、昨日といたしますか、全協の方で、おとといですけれども、話をさせていただきましたとおりでございまして、間もなく一般公募をしていきたいと

いうように考えております。その中で財団法人コミュニティ野田川のとる役割というものは、もうけてはいけないというようなことで、サービス提供ということについては、あまり深く入り込んでない部分がありましたけれども、今後、財団の解散に伴いまして、一般グループ等に対する募集にかかわりますので、一定の設置者の考え方は尊重していただかなければなりませんけれども、運営の中で、来場者へのサービスという部分では、いろいろな仕掛けが、あの場所ではできないのではないかなというふうに思いますし、たくさん方に来場いただいております。その中でビジネスチャンスというところまではいかないというふうに思いますけれども、その中で活性化とあわせて、一定の、次につながる収益を得ていただくというような取り組みが、指定管理の、一般の指定管理を公募することによって、管理者を設定することによって、そのことが実現できるのではないかなという期待もしておりますので、町も一たん一般管理者に渡したことによって連携を図らないというわけではございませんので、そういう中で経過も踏まえながら、そんな形で進むことを期待しながら、指定管理の募集を行っていきたいというふうに思っています。

議長（森本敏軌） 家城議員。

- 6 番（家城 功） ぜひ地域が活性化するように、いろいろとお考えいただければと思っております。続きまして、商工観光課、もう一つ、いつもやっておるんですが、キャンプ場管理運営費ですが、前回の質問では今年度限りで閉鎖をするような予定でお聞きしております。平林キャンプ場につきましては、決算資料にもありますように94人の利用者があったというようなことですが、現状について、どのような方向で進んでおるか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 実績につきましては、今、ご指摘のとおり、とりわけ平林につきましては、年々利用者が少なくなっているというところでございます。一定、固定経費、いわゆる土地の賃貸借を行っておりますので、それにかかる経費が非常に大きいというふうに分析しております。それからまた、あそこには立派な施設が厨房なり、シャワー棟がございますので、それを生かしていこうということも考えるんですが、その活用と、場所の環境的なものを考えますと、非常に利用者がふえる可能性が少ないというところで悩んでいるところでございますが、思い切って閉鎖をするか、このままの状態、少なくともやっていくか、いわゆるランニングコスト的には非常に少ない、ランニングコストになるかわかりませんが、地代の解消は、いつになってもなかなか解消しないという思いもございますので、そうであれば、今の環境の中で使っていただく。また、無料ということもありますので、そういう中で使っていただく形を残していくべきかなという気持ちも変わってはきております。そういう部分で気にはしておりますけれども、現状維持が望ましいのかなというふうに、当分の間は、そういう形で進めていきたいなという気持ちを持っております。

議長（森本敏軌） 家城議員。

- 6 番（家城 功） 私も、これに関しては、いろいろな人にお話を聞くことがございました。そういった中で、例えば小学校の子ども会、地域の子ども会の、例えば飯ごう炊さんだとか、地域行事にも活用できるような施設があるんだったら使わせてほしいんだというようなこともあります。そういった中で、どうやったら使えるのかというようなことも、また、町民全員にというわけにはいかないんですしたら、子ども会単位でも、こういうものに使っていただけますよというような



形で、ぜひ、同じ地代を払っていくのなら、有効に使っていただくことを考えていくべきではないかなと。また、先日、行われました登山マラソンにおきましても、リフレがお風呂がない中で、シャワー室があるということなら、それにボイラーをつけてお湯が出るようにしていただいたら、使っていただけるような方向にもつながっていくんじゃないかなというような中で、できれば友好的活用を考えていただくことが一番いいのではないかなと、私自身も思っておりますので、また、その辺のご配慮をお願いしたいと思います。

次に、もう時間がないので2回目に、また、聞きますが、ちょっとあまりしょうもないことで申しわけないんですが、農林課長にお聞きします。先日、国道を走っておりましたらリフレかやの里の看板がありまして、お昼のバイキングというところにマジックかペンキみたいなやつで、黒で線を引いてあるんです。今は閉鎖されておる状況の中で、施設は当然残っておるんですけども、非常に見苦しいといえますか、撤去するにはお金がかかるだろうし、カバーなり何か対応策がないのかなと、遠くから来られた人も結構、与謝野町の玄関口になっておりますので、何かいたずらなのか、いたずらじゃないのかとか、そういうような思いもされるのではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

昨年7月にリフレかやの里の休業ということになりまして、それ以後、本当の最小限のことで、看板の、ご指摘のバイキング開催中というところを、何らかの方法で消し込まなければ、間違っ  
て行かれるということがあるということから、職員が行って、たしか黒いテープを張るようなことをして、それで、もう今はありませんよということが、かろうじてわかるようにはさせていただいて、現在に至っております。再開に向けてのことが今、まだ、なかなか定まってきておりませんので、現状としましては看板を撤去いたしましても、その次に管理運営していただく方がお使いいただくケースも十分考えられるわけですので、撤去はできない。そしてまた、何らかの方法でかぶせて見えないようにするにしても、いろいろ管理上の問題も出てきますので、大変申しわけないんですけれども、今のままでおきたいというように思っております。施設周辺の方のお話では、今でも間違っ  
て入ってこられる方があって、リフレはどうなったんですかということ聞かれるケースもあるということございまして、非常にご迷惑をおかけしておりますけれども、いかんせん、ちょっとそれ以上の手を打つということが非常に難しいところがございまして、申しわけないんですけれども、国道沿いの看板については、その裏側は別のお店の広報だったりする場合があります、残さざるを得ないというのが現状でございます。

議長（森本敏軌） 家城議員。

6 番（家城 功） ぜひ見苦しくないような対処を何とか考えていただきたいと思います。1回目、とりあえずまだ、時間がありますけれども、終わらせていただきます。

議長（森本敏軌） ここで休憩します。

2時50分再開します。

（休憩 午後 2時33分）

（再開 午後 2時50分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、決算審議を続行します。

質疑ありませんか。

伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） それでは決算について、若干質問をさせていただきたいと思っています。15分です。

まず、初めに参考資料の113ページです。1番の行政法律相談事業にかかわって、住民課長にお伺いしたいと思っています。この間、ご存じのように自民党、公明党の政権の構造改革で、この10年間、特に雇用情勢の悪化による収入の減、それから社会保障の連続的後退という中で、まさにセーフティネットそのものが完全といえるほど崩壊をしてきました。今でも、それが続いていて、働いても、働いても食っていけない。そういう労働者や若者が蔓延して、いわゆるワーキングプアと呼ばれる人口が、日本では1,000万人を超えるという状況のもとで、私は、こうした中で京都府の中で最低のクラスの町民所得と言われている、本町の、いわゆる営業や暮らし、これが非常に大変な事態になっていると考えています。それは先日の一般会計5号補正の質疑の中で、赤松議員も指摘されていたように、4,300万円もの町税の収入ですね、これが下方修正しましたように、深刻な地域経済の疲弊、厳しい家計の現状が今でも進んできていると、今後もまだまだ、進化するのではないかというように思っています。こうしたもつで、冒頭に述べましたように多重債務の相談、これが本町で取り組まれたことは住民の命と暮らしを守ること、これが本来の自治体の仕事でありますし、本当に派手な事業ではありませんけれども、大変重要な事業であるというふうに考えています。この事業の昨年の取り組みと、その内容についてご答弁をお願いしたいというふうに思っています。

議長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

決算資料の113ページの一番上にも記載しておりますが、先ほど伊藤議員さんの方からもございましたように、多重債務の相談件数というのが、非常に今はふえておりまして、また、緊急性のあるような相談もあるという中で、20年7月1日から多重債務の相談を京都司法書士会の方と契約をいたしまして、それで緊急対応もできる相談ということでやらせていただいております。場合によりましては相談だけではなくて、これは、費用負担は個人さんになりますが、債務整理までやっていただけるということでございます。

それで状況としましては、ここに書いておりますように、利用者は9名ということで、そのうち債務整理までお願いをされておる件数が7件ということになっております。現在、まだ完結をしたような事例はございませんか、既に過払い金の一部返ってきたというようなことも聞いておりまして、かなり効果を上げているのではないかというふうに思っております。また、これとは別に京都府が月2回、舞鶴と宮津で、それぞれ多重債務の弁護士によります相談をやっておりまして、これの件数につきましても、与謝野町は、昨年度20件という実績になっております。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） 今、課長の答弁にあったように、私、件数としては一般論で言えば少ないかのように見えますが、非常に、ここに行かれる方もきっと対象から言えばね、非常に少ない方が利用されていると、まだまだ、絶対量はまだまだあるというふうにとらえるべきではないかと思っています。この対策事業というのは、これにかかわる問題を2年前に、私は一般質問で、いわゆる

ワーキングプアを中心にした、非常に低所得者問題を取り上げてまいりました。その結果、こういうふうには、それなりの対応をしていただいたものと思っております、評価をしている、注目をして評価をしている、一層充実が要するというふうには、私自身は思っています。この点で、私たち日本共産党も、この多重債務にかかわる問題等々で、たびたび相談を、いろいろと受けるわけですが、私が今、感じておりますのに、幾つかの特徴だった、今の世相を反映した状況があるというふうには思っています。一つは、子供の教育、いわゆる学業にまで、その影響が一つは及んでいるという点、それから、もう一つは家族の家計、生活がなかば崩壊をしてきているのではないかと、そういう意味で生活債権まで含めたケースワーカーというか、相談がですね、求められてきているのではないかなというふうには思っています。

それからまた、多重債務に至らなくても事業の借入れ返済が、この長引く不況の中でできなくなっていますね、精神的にも追い込まれて、なかばうつといえますか、自閉といえますか、そういう状況で大変に抱え込んで、人と相談もできないと、こういう方々がふえているというふうには思っています。全国ではご存じだと思いますが、この間、自殺するというケースも非常に多く発生がありまして、この間、ことしで12年目になりますが、11年間、連続3万人を超えるという悲惨な自殺という、最も避けなければならない、こういう事件が起きておるわけです。

特に、私が気になっておりますのは、10何年も前だと思っておりますが、この丹後地方でも非常に悲惨な事件が発生をして、マスメディアも取り扱うというような事態もあったわけで、改めて、先ほど言いましたように、本町が、所得水準が非常に低い中で、こういう事態が現実的な課題として非常に大きな、行政としてもテーマになっているのではないかなというふうには思っているところです。

そこで、特にことしの自殺件数の点だけちょっと触れておきますが、ことしは過去最高の、2003年の3万4,427人、これが記録としては最も多かったわけですが、これに迫る勢いで数値が、1月から8月までの数字を見ていると、発生をしているということです。聞くところ、本町の中でも、去年もことしですね、非常にちょこちょこ噂は聞いているわけで、細かい問題は、私ども承知しているわけではありませんけれども、こういうことが現状の背景に今あるということは、皆さんが、各課とも問題意識を非常にしっかりとらえて取り組む必要があるのではないかなというふうには、私は実感しているところです。そこでいろいろな、先ほど述べたような経済的理由だけでなく、いろいろな要素で、そういう経済的理由が主要な要因ではあると思いますが、そういったいろいろな諸要因の中で、精神的に落ち込み、うつの状態のような状態であったり、それから自閉的な精神状態に陥ったりですね、こういうことが急増しておいて、その結果、先ほど言ったように自殺が発生すると、こういうことは専門家でも非常に言っているところなんですね。いろいろな本も、これにかかわる本も、本や問題もね、事象に取り組む自治体もふえておまして、担当課の方でもつかんでおられるかどうか、それはわかりませんが、自殺対策の、自治体自身が取り組まざるを得ないような、これは若いものばかりではないんですね。お年寄りさんそうなんです。希望を失って、厳しい経済社会の中で、希望を失って自殺になるというケースもあるわけで、これは先ほど言いましたように、いわゆる高齢者であれば福祉部局といえますか、なんかも、そういう問題意識を持って、お年寄りさんにも接近すると、それから、子供を持つ親なんかも、そういう問題意識を持って教育部局も対応すると、こういうことが、非常

に立体的に対応が求められているというふうに思っています。そこで、私は、こうした問題の対策として、相談窓口が、それなりに要るのではないかというふうに思っております。これは、先ほど言った発展なんですけれども、多重債務問題で、ああして取り組んでいただいたということで今、課長からの報告があったように、いろいろな成果が見られています。もっともっと声をかけてやることは非常に大事だと思っております。

ちょっと脱線になりますが、この間、KYTを見ていまして多重債務は解決できると、すごいですよ。僕は感心したんです。あのフレーズはね、非常に大事なんです。これは2年前との質疑の中でも、私も皆さんに言ったところなんです、あまり記憶ないでしょうけれども、その解決の見通しが出てきているんだということですね。ここは、この2年間の中でも大きな変化なんです、社会的な。ここをしっかりと、まず受けとめて、今言った行政としても、相談窓口を設けるべきではないかというふうに思っております、各課とも連携をしながら生活再建、いわゆる生活改善をしていくということが求められているのではないかと思うんですが、課長に聞くべきか、町長に聞くべきか、いかがなものでしょう。

議長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

非常に難しいご質問かというふうに思っておりますが、今回、多重債務の相談、緊急相談の対応ができるようになった背景といたしましては、京都司法書士会が、そういうフォロー体制を組んでくれたということが根本的にありますので、だからこそ、そういう夜間でも相談ができるようなことがお願いできたということになっております。議員さんがご指摘の自殺対策につきましては、ただ単に相談員を配置したという問題だけでは事は済まないのではないかなど、やはり基本的には社会を取り巻く経済環境の改善ということが、やはり大もとはにはあるべきだろうというふうに思いますし、また、その相談員さんを置くということになりまして、精神カウンセラーというような形での立場の、そういう熟達をした職員でないと、なかなか難しい問題があるのではないかなというふうに思っておりますので、まずは、こういう必要性については、今後、そういう必要性が出てくるのかなというふうに思っておりますが、京都府とか、そういう大きい段階で、そういう体制を組んでいただくことが、まず、第一かなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 確かに難しいんです。町レベルですべて対応するというようなことは、とてもできないというふうに思います。ただ、情勢が、そういう情勢に、いわゆる住民レベルでの課題が、そういう問題を抱えて・・・しているという点を、まずはっきりさせた上で、担当部局の窓口を持つかどうかは別にして、問題意識を、ぜひ研ぎ澄ませていただきたいというふうに思っています。それはなぜ、もう一つは私を感じるの、やっぱり結論から言いますと、時間がありませんので、本当に困った方が行政に頼れると、ここが大事なんだと思うんですよ。そういう行政でなかったら、先ほどから論議もありましたよね、滞納問題の話もありました。本当に信頼関係が、住民との関係でできるのかどうか、ここが新しいまちづくりの非常に重要なキーワードになってくると思っているんです。私は住民協力、協働のまちづくりという、いろいろなことを言われていますがね。その信頼関係が最大の前提条件になるだろうというふうに考えておまして、ぜひ

そこはやってほしいということと。

もう一つは、やっぱり大事なことは、そういう方々が、困っている方たちに声をかけたり、できる関係ですよ。いろいろな部局が担当を持っているわけですから、いろいろな方が関係プレーをとりながら、そういうことに接近していくことが大事だと思っています。

次に、今、言っている非常に大変な暮らしの問題で、就学援助制度の取り組みについて、お伺いしたいと思います。ある都市部では、3割の子供が、この制度を利用して、学級が、そういう学校もあるということを都市部で聞いています。初めに就学援助というのは、どういうものなのかという点を教育長なり、次長でも、課長でも、どう思っているのかというのを、まず聞かせてほしいと思います。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 私どもが扱っております準要保護の関係の就学援助につきましては、もとの法律といたしましては、いわゆる戦後、学制改革が行われまして、六三の義務教育がスタートをいたしました。その義務教育を円滑に推進していくために、当時、非常に経済的に恵まれない子供たちがありましたので、そのためにつくられたのが法の趣旨であります。いずれにしましても、就学に困難、経済的に困難を来す家庭に教育を受けさせるためにされている制度だと、そのように私自身は理解しておるところでございます。以上です。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、教育長がおっしゃったように、この制度というのは非常に大事な、先ほど冒頭言った、暮らしが非常に破壊されてきている、こういうもとで非常に大事な制度だという点は、今、教育長の話であつたとおりです。この制度の利用者について、近隣だけちょっと例を挙げて、本町との比較をお伺いしたいんですが、宮津市では21%の方が利用していると言われていました。先ほど言いました、京都府の中でも与謝野町は、宮津より格段下です、いわゆる所得水準は、にもかかわらず与謝野町では何%まで利用しているかという点の数字を教えてくださいと思います。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 伊藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。当町の平成20年度の実績としましては、小学校、中学校、合わせましてパーセントを申し上げますと、全体で小学校、中学校合わせての全体で12.91%という実態でございます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、お聞きになったように、宮津では21%、所得全体が、ここの本町のでよ、所得が非常に低いのに12.91%、13%ですよ、ここが私は納得できないんですね。だから、ここのことについて理事者としては、理事者、教育長としては、どのように考えておられるかという点をお伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

申請がありましたら、教育委員さんと一緒に審査をさせていただいております。その支援につきましても、極力認定していく方向で審査は進めておりますので、特段、その却下するのは、うちが多いと、そのようには思っておりません。ちなみに組合の議会でもございましたですけど

も、その中で橋立中学校の場合になりますけれども、学校の方はよく、多く認定してもらっているというふうに評価をされておりますことも、つけ加えさせていただきます。以上です。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 時間も、もうね、チンが鳴りましたので終わりますが、大事なことはね、リアルに、本当に、今の子供たちの教育が十分受けれる環境に、どこまで接近できているかと、一つのこれはバロメーターだと思いますよ。だから、その接近に、これ以上申しませんが、具体的な接近方法を事実上、客観的な子供の実情に接近できるよう努力をお願いして、質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

多田議員。

1 2 番（多田正成） それでは、平成20年度の決算について、お尋ねをしたいと思います。

まず、決算書の7ページなんですけれども、これは質問というよりも、ちょっと教えていただきたいんですけれども、町債の、この10億7,200万円という収入済額があるわけなんですけれども、この中で交付税の裏づけは何%あるのでしょうか、ちょっとその辺がわかりましたら教えてください。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

現在、与謝野町でお借りしております起債といいますのが、ほとんど合併特例債でございますので、大体、交付税の充当率が70%程度ということでございます。

議長（森本敏軌） 多田議員。

1 2 番（多田正成） はい、ありがとうございます。それではページ、11ページなんですけれども、不用額について、少し私の思いをちょっと述べさせていただきたいと思うんですが、非常に不用額が大きくて、1億5,400万円ほど不用額があるわけなんですけれども、昨年からいいますと、昨年と比較してみますと、少し落ちております。不用額が落ちておりますけれども、これほど不用額が出るのはですね、予算組みとときに、非常に甘い予算がしてあって、どこの経済でも、十分に予算を積んで、そして出向していった余ったというのは民間ではあまり考えられないわけなんですけれども、行政会計としては、この辺の考え方はどういうふうになっておりますでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。予算査定するときには、かなり厳しい査定をさせていただいております。そういう中で1年を通じた事業の執行でございますので、事業によっては不用額を生じたり、不用額といいますか、入札減を生じたり、あるいは各種事業において、予定していた事業ができなくなったりというようなこともあろうかと思っております。そういうようなことで、不用額が出てまいっております。ただ、一番、私どもが気をつけておりますのは、一応不用額が出てから違うことに使ってしまうより、使い切り予算については、これはこらえてほしいと、余ったものは余ったものとしてきっちり来年へ送ってほしいと、こういう考え方でやらせていただいております。

議長（森本敏軌） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 確かに課長のおっしゃるように、今、そういう方向で、昔は予算を使い切るというような時代から、少しそんなむだな予算を使わないという時代性もあるんですけれども、私の

思うのはですね、我々町民はですね、ささやかな、例えば溝蓋ではないですけども、ささやかなところがいっぱい修理していただきたいところを要望も上げておりますし、なっておるわけです。これほど出るわけでしたら、そのささやかなところに、予算のときに、もう少し配慮した予算を組めばなるわけですけども、これは余る錢ですから、基金も、余っただけの半分は基金に入るわけですから、基金ができるということはいいいわけですけども、そうではなしに、やはり年間の、もう少し町民の願う、ささやかな、そういったあたりにもう少し配慮をされた取り組みというものが、僕は必要ではないかなと、そうすると、もう少し街灯の面にしても、溝蓋にしても、本当に大きな金額ではないですから、ささやかなことしかできませんけれども、もう少し町民や、それから区から上がってくる要望にこたえられるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺は、どういうふうにお考えでしょうか。

議 長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

ご指摘の点もあろうかと思いますが、しかし、この不用額につきましては、翌年度への繰り越し財源となります。ですから、1年はおくれますけれども、いわゆる年度途中の補正する財源、いわゆる住民の皆さん方から要望のあった当初予算ではつけれなかった、申されたような溝蓋だとか、そういったものの補正財源として有効に使わせていただいております。

議 長（森本敏軌） 多田議員。

1 2 番（多田正成） はい、ありがとうございます。

もう決算のときに、このことを言うんですね、新年度の予算は、もう決まっておるわけですから、今、課長が言われるように補正を組んで対処するということですので、そういった思いを十分持っていていただいて、ささやかな住民の願い、大きなことは他方でしっかりと計画を組んでやっていただかんなんのんですけれども、そういう町民のささやかな願いがこたえられるような取り組みも十分やっていただきたいなというふうに思います。

次に、積立基金なんですけれども、ページ335ページ、これもまだ、私も年が浅いものから、勉強不足のところもあるんですけども、この参考資料と決算書を見ますと、中の、今年度の決算年度中の増減が全く違うわけですけども、それはどういうふうに理解をさせてもらったらいいんでしょうか。

議 長（森本敏軌） 金谷会計室長。

会計室長（金谷 肇） 基金につきましては、おっしゃいました決算書の334ページ、335ページに掲載しております。基金は財産でありますので、出納閉鎖がございませんので、3月31日現在の数字で記載をすることになっております。一方、3月末までの負担行為ですとか、そういったものによりまして、4月、5月に数字がふえたり、また、あるいは減ったりということがございますので、非常にこれはわかりにくい表になっておりますけれども、それで資料の方で歳計という形でさせていただいております、資料の方につきましては、5月の末の数字で書かせていただいております。

決算書の備考欄でございます。備考欄には5月の末で書かせていただいております、これは資料の方と合致するというふうに思います。

議 長（森本敏軌） 多田議員。

1 2 番 (多田正成) 今、課長のお答えのように、備考欄の分の5月末の現在高、計ということで参考資料の方には前年度の現在高ということで記載をしてありまして、そのことはいいんですが、これが決算書の次年度に送る決算書については、これは普通の3月末の決算年度、現在高が次の年度の前年度というか、次のときに送られるように起債を決算書ではなっておるんですが、これは決算書だけに、前年度の現在高がここに、今、課長のおっしゃった備考欄の、これがここに出てこない、この中の決算年度の中が、好きなようになるというのが、私から考えると素人考えなんですけれども、どうしてこんな自由に増減が、決算書と参考書の方と変わるんだろうという気がするんですけれども、そこをもう少しわかるように説明をしていただきたい。

議長 (森本敏軌) 金谷会計室長。

会計室長 (金谷 肇) 先ほども申し上げましたが、財産ですので3月の末現在の数字を記載することになっております。しかしながら、先ほども言いましたが、負担行為で積み立てですとか、取り崩しですとか、そういったもので4月、5月にお金が動きますので、そういったことを備考欄に書きまして、わかりやすいようにというか、しとるわけです。これは違法ではないということですので、こういった書き方をやっていただいております。

議長 (森本敏軌) 多田議員。

1 2 番 (多田正成) 行政経理という形がとられておりまして、我々ではちょっと少し前年度の決算額は、決算ですから、予算ならわかるんですけれども、決算ならここにきちっと出てきた中で、そういうふうに入ってくる条件が出てくるのではないかなというふうに思えるんですけれども、どうもここはちょっと理解がしにくいんですけれども、これは専門的に勉強しないと、まだまだわからない、奥が深いような気がいたしますが、それでは、今度は次に運用基金の単純なものなんですけれども、今、言う備考欄がここにあるんですけれども、運用基金の方はですね、なぜこれがですね、20年度に入って、19年度では入っていないのに20年度に、なぜ特別、前年度の残高がふえてくるのか、この辺は、どういうふうに理解をさせてもらったらいいんでしょうか。

議長 (森本敏軌) 金谷会計室長。

会計室長 (金谷 肇) 20年度の、前年度末現在高がふえておることとございまして、昨年までは預金、現金ベースで起債をしております、昨年の議会でも貸付金の金額がわからんと、総額がわかるように、ことはこういった起債をさせていただいたということとございまして。現金と貸付金をあわせた総額で・・・。

議長 (森本敏軌) 多田議員。

1 2 番 (多田正成) 我々一般人ではなかなかわかりにくいというのか、現金がこっちに加算されて項目がふえて出されたということとあります。その辺が非常にわかりにくいんですけれども、もう少し決算書は民間企業の貸借表みたいな形で、水道会計みたいに出てくると見やすいんですけれども、行政はこういう会計法になっておりますので、なかなかわかりにくいんですけれども、突然こういうふうになると、もう少し明細をきちっと書いていただかないと、なぜこんなことが突然に、前年度の分は全然入っていないのに、突然、今年度にはぼんと入ってくるんですね、そんなに現金が、どこからふえてくるんだろうという気がしますので、この分はこちらにありますよと、こちらの通帳にありましたけれども、こちらに記載したんですよということがわかれば、



我々もすぐ質問せんでもわかるんですけれども、何か、何でこんな前年度の残高が、予算書ならいいんですけれども、決算書なので、もっとはっきり、去年の分は去年の分でびしっと出てくれば、ああそうかなというふうにわかるんですけれども、突然降ってわいてきたように、銭が足らぬのでない、ようけできておるんでして、別に特別どういうことはないんですけれども、はい、わかりました。そこら辺は行政経理ということで、もう少し勉強して、また、質問をさせていただきます。

それでは、次に、農林課長にお尋ねをいたします。189ページの有機物の肥料なんですけれども、この肥料なんですけれども、ことしの肥料の生産高がですね、215.2トンですか、というふうに、この参考資料に書いてあるんですけれども、この中でですね、豆にも使われていると思うんです、大豆と小豆に、その肥料の割合は、どういうふうになっておりますでしょうか。

215.2トンの中から米の分が何トンで、何トンが大豆だとか小豆になっておるのでしょうか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） その件につきましては、もう少し調べをさせていただきますと、数字をつかんでおりませんので、時間をいただきまして後ほどご答弁をさせていただきます。

議長（森本敏軌） 多田議員。

12番（多田正成） 織物振興について205ページで、織物振興の方にも力を入れていただいておりますが、今回、経済対策によって一人、織物訓練センターの方で雇用をしていただきました。その辺の雇用された中で、今、どういう動きをしておられるか、ちょっとその辺をお願いします。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） ふるさと雇用対策の関係で、1年間雇用ということで織物対策に、ことしの春から1名雇用させていただいております。現在、取り組んでいただいております内容、今後も取り組んでいただきますので、今後また、いろいろなことをしていただくわけですけれども、21年度事業ということでございまして、今、継続中でございます。基本的には、もう一人おられます織物技術指導者と連携を組み合わせながら、与謝野町全体の中で企業屋さんの方に回っていただいて直接指導を行っていただく形を旧野田川のみならず、与謝野町全体で、そんな形がとれるような動きをしていただいておりますことと。それから、企業者ニーズを受けて初期調整とか、細かい内容についてはちょっと、私の方も項目はわかりませんが、いわゆる研修事業を独自にコーディネートをしていただくような形の取り組みを現在、していただいておりますが、具体的に今、町の方からお願いしておる部分につきましては、新しい織物技術を使っていただく中で、広幅でございますけれども、タペストリーとか、のれんの試織的なところをしていただいて、できれば、これを3月中には各公共施設の部屋の入り口とか、それから玄関口にタペストリーとか、そんな形で織物のおいにするように雰囲気づくりを、とりわけ公共施設を優先的に取り組むような仕掛けを現在、していただいております。

議長（森本敏軌） 多田議員。

12番（多田正成） この決算につきましては、今のは若干、21年度の方だったかもわかりませんが、この前年度、いろいろとやっていたんですけれども、前年度、役員さんから新しい機ごしらえというのか、そういったものの要求は前年度、20年度の分に計画が出ておりますでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 20年度事業は継続事業として300万円の中で動いていただいておりますけれども、現在、運営経費につきましては、人件費と運営経費とあるわけですが、運営経費につきましては、タテだとか、試織のためのたて、それからヌキもそうですけれども、あわせまして今、活発に動いていただいております手機の関係のたて・ヌキも含めた中で、そういうようなものを物品費の中から使っていただいて、いろいろな試作品をつくっていただいたり、とりわけ手機につきましては、体験コーナーの需要にかかわる分を補てんをしていただいておりますという形で取り組んでいただいておりますのが現状でございます。

議長（森本敏軌） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 思うんですけれども、取り組んでいただいておりますし、非常に厳しいわけですが、利用客も非常に少ないし、私も若干責任を感じておりますけれども、これは今、決算で話すことではないかもわかりませんが、ジャガードをですね、もう少し新しいものに変えて、電子ジャガードに変えていかないと、今の既存のままでは、とても次の時代、次の時代というか、次を生み出せないという問題がありまして、そこら辺は、まだまだ答えていただける余地はあるでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 20年度もう済んで、終わっていますので、あれですけれども、21年度におきましては、ふるさとの雇用対策にかかる物件費と、それから継続事業であります、同じ金額の物件費、二つ合わせた中で、いわゆる織物活性化をやっていただくということで、とりわけふるさとについては、事業の委託をしております。また、その物件費の中で、新たなものづくりにとりかかるといことになれば、そのジャガードが必要とあれば、予算の範囲で調整をしながら設置をしていただくということについては、全くだめということではございませんので、そういう要望が上がってきまして調整をさせていただきたいと。もちろん現計予算の中でやられれば一番いいわけですが、そんな形で取り組みたいと思います。

議長（森本敏軌） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） はい、ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。

それから211ページの観光宣伝事業なんですけれども、また、ことしも堺市の方でやっていただくという話が、しておるんですが、今年の、この観光の、これに対する事業の、産品なんか持っていかれた事業者の総売上は幾らでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 事業費経費につきましては把握しておりますけれども、委託で販売をしております関係の部分だというふうに思いますけれども、総額がちょっとつかめておりませんので、資料がないということございまして、資料が整い次第、報告ができると思います。しばらく時間を、また、いただきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） はい、終わります。ありがとうございました。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

野村議員。

- 1 番（野村生八） それではまず、企画財政課長に質問します。20年度の一般会計の全体の財政運営の傾向ですね、これについて、どのように判断をされているのでしょうか。実質収支は1億6,553万3,000円で、しかし、実質単年度収支では1,887万円ということになっていますし、それから、基金については取り崩すことなく、約8,000万円財調が積み上がって約12億円ということになっています。行政改革に取り組んでいるわけで、その視点から見て、この基金残高12億円、これについての見解がお伺いしたいのと、その後、20年度の後半から21年度に対しては、国の補正予算等々ですね、非常に動向がわからない状況になっているのではないかと、私の状況はわかりません。傾向としてわかる方向性がありましたら、整理できていましたから、行政改革なりの立場でお伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。まず、平成20年度の一般会計の決算状況ということでございまして、実質単年度収支まで、すべて黒字で推移をしたということでございます。それから、一般会計だけで申し上げますならば、財政力指数も平成19年度は0.341でございましたが、これが0.362まで上がっております。起債制限比率も12.1から11.8へ下がってきていると。こういう状況を見てまいりますと、比較的順調に推移をしたということが言えると思います。

まず、その一つの一の要因は、やはり三位一体の改革から、ずっと削減が続けられておりました地方交付税、普通交付税、これが増額になったということが一番の大きな原因だろうというふうに思います。したがって、標準財政規模が上がりますので、分母が大きくなるということでございますので、財政力指数、起債制限比率、これらの数字も好転をしたということが言えるというふうに思います。

一方の経常収支比率でございしますが、95.6%が95.1%まで下がった、0.5%まで下がったということでございます。行革大綱で申し上げます目標値が90%程度まで削減していくということでございますが、まだ、5.1%高いということでございまして、この経常収支比率の高いということが非常に厳しい内容になっているんじゃないかなというふうに思っています。

それから、基金につきましても、利息相当額を財政調整基金に積み立てるとともに、先ほど指摘がございましたけれども、平成21年度に繰り越した財源の2分の1を財政調整基金に積み立てることになりますので、前年度から比較いたしますと、8,000万円以上の増加になるだろうというふうに思っております。やはり経常収支比率等も下がりましたのも、やはり人件費等の、やっぱり職員の削減もございまして、それから3%カット、5%カット、そういった内容も出てきているだろうというふうに思っております。

ことしの平成20年度の決算の状況といたしましては、以上のようなことが言えるんじゃないかというふうに思っております。ただ、その交付税につきまして、非常に不安なことと申しますと、やはり交付税そのものをふやさないかんとということでございますけれども、やはり臨時財政対策債、これに頼る額が多くなっておると。臨時財政対策債と申すと交付税と同じだということにはなるんですけれども、元利償還金が100%将来、算入されると、しかし、それは普通交付税の中から算入されるということでございますので、交付税の先食いと言われても仕方のない施

策ではないかというふうに思っております。

それから、今度は平成21年度の話なんですけれども、21年度も20年度に比べて麻生総理が1兆円、交付税をふやすよというようなことを言われまして、現実、ふえてきております。しかし、これらの財源措置について、それは交付税だけではなしに、いわゆる臨時対策の交付金でとか、国の補正予算そのものに赤字国債を発行せざるを得なかったということもございますので、将来的な、やはり財政運営、国そのものの財政運営がどうなっていくのか、今度、政権が変わりましたので、そういったことで、どのよう変わってくるのか、それはちょっとわかりませんが、やはり今後、この景気対策をもとに景気が回復をして、順調な税収の回復が見込めないという場合には、非常に不安があるということもございます。やはり財政規律、これを守るということも大事なことですし、いわゆる、ここの税収がふえないのに赤字国債、赤字国債でやっていると、これは限界が出てくるだろうと、そのうち、いつかそれが財政再建に、国の考え方が変わってくると、そうした中でも、じゃあその将来の交付税がどうなるのかということについては、まだ、なかなかわからないという状況でございます。また、政権が変わりまして、交付税もそうですけれども、国の補助金等に変えて、一括交付金というような話もあるようでございます。しかし、それがどのような計算方法で各自治体に配分されるのか、そういったことも全く不明のままでございますので、今の段階で今後の地方財政がどうなっていくのかということにつきましては、全くわからないという状況でございますので、このような答弁でいいのかどうかわかりませんが、この程度でお許しがいただきたいというふうに思っております。以上です。

1 番 (野村生八) 基金の12億円の評価は。

企画財政課長 (吉田伸吾) 財調基金の12億円ということでございます。これも合併当初から比べますと、毎年ふやしてきております。財政調整基金12億円と申しましても、これが多いか少ないかということになってきますと、やはりこれぐらいの財政規模からいたしますと100億円を超える財政規模でございます。もう少しふやしておく必要があるだろうというふうに思いますし、それと、忘れてはならないのは、10年間は合併しなかった場合の交付税が保証されると、しかし、11年目から徐々に割落としかかってくると。じゃあそれまでに、その財政規模に果たして持っていけるかどうかと。いわゆる人口2万5,000人で、類似団体規模でいきますと財政規模としては80億円ぐらいまで落としてこなあかんのん違うかということもございます。20億円の削減をしていかなければならないということがございますので、しかし、この数字の上では削減はできて、現実に住民の皆さん方と話し合いをしなければならぬわけでございます。そういう中で、それに間に合うか、間に合わないかということについては、なかなかわからないということがございますので、それらも見越した、やはり財調基金の積み立てといったものが必要ではなからうかというふうに思います。

議長 (森本敏軌) 野村議員。

1 番 (野村生八) この先ほど聞いたのは、行政改革を進めている立場で基金残高12億円、この到達点をどう見るかということがあったわけですが、以前は起債が大変多いと、最近の調査では伊根町が、前はすごい多いなと思ってましたが、伊根町よりも当町の方が公債費等々の影響は大きいというふうな資料が出ています。それほど、やはり大きい状況があります。そういう中で行革が取り組まれたんですが、先ほどありましたように、その経過は小泉構造改革で地方へのしわ寄せ

せがどんどんきた、その弊害の中で一定の、そういう取り組みをしなければ行政の財政運営が立ち行かないという、そういう状況の中で取り組まれてきたと思います。今、そういうものに対する、国民の暮らしもそうですが、地方の行政に対してのしわ寄せに対する批判も非常に大きくて、今回、政権交代が起こっただろうということで、その見直しということが言われてまして、少なくとも、先ほどありました臨時財政対策債は、自公政権でやめるという約束をしていたのが、引き続き続けられたという経過があります。これらについて、直ちに正規の形に戻すということについてもやっていただくと、ほかのいろいろな見直しが起こっていますが、こういう問題についてもやっていただく必要があるだろうと思っています。町長、これについてですね、どのようにお考えでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） そのとおりだというふう認識しております。やはりそれぞれの町が、やはり今後、自立してやっていこうというふうに思いますと、やはりそうした町政機能を持ったような、そういう対策というものが絶対必要でございますので、それについては今後も町村会等々を通じて声を大きくしていく必要があるかというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 三位一体という見せかけの、そういう形ではなくて、実際に地方が、行政が使えるお金をふやしていただくという方向で求めていただきたいというふうに思っています。そういう中で、例えば人件費等々についても削減の努力をされてきました。この資料によりますと、資料の11ページ、全体に対する構成比で19.9%まで下がってきているわけですね。私はあっちこちの財政を見ていますと、大体20%が、この人件費の妥当なところではないかなと思っています。詳しくは、今は述べる時間はありませんが、そういう点では、人件費については、公債費はそうではないんですけども、かなり下がってきて、運営上、妥当な形になってきているのではないかとこのように思っています。ただし、15年、目がけて交付税が減っていくということも含めますと、もちろんそれは別の問題が入ってきて、さらに、それを目がけて減らさなければならないということは、まだ残っておると思いますが、当面、今の20年度の時点で、この財政、人件費が財政を圧迫するという状況は回避できてきたのではないかとこのように思っていますが、これについては、どのようにお考えでしょうか。

町長よりも、これは専門家ですかね、企画財政課長でしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

人件費につきましては、先ほども申し上げましたように5%カット、3%カット、それから欠員の補充を3割にとどめるということで、このような数字になってきたということでございます。しかし、行革大綱でいきますと、現在、合併時から35人の職員が減っておるわけでございますけれども、類似団体並みの230人まで落としていこうというのが行政改革大綱の趣旨でございます。そういった意味では交付税の額もだんだん下がってまいりますし、それにあわせた人件費といえますか、適正規模な職員配置にしていくということが必要だろうというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 町長に質問します。これは、先ほど答弁ありましたように、職員の3%カット等々が含まれていて、ここまで下がっているのは確かだと思います。しかし、ここから今後も、そういう不補充といいますか、退職と同じだけ補充ということではない形で運営されていくわけで、一層これが下がっていくだろうというふうに思います。少なくとも、そういう形で、この人件費の改善部分を、そういう目で見れば、いつまでも職員の3%カットは、当たり前という形で進めるべきではないのではないかと、3%が全額なくならないにしても、この辺をしっかり見て、その職員の減額というのは見直す必要が、来年以降ですね、とりわけ来年とかですが、見直す必要があるというふうに思っています。職員の数が減っていくのは、それは仕方がないとしても、こういうことのために職員の人件費を下げればよいということにはならないと思いますし、やっぱりこういう行政改革を進める主体の職員の力が発揮されなければ、こういう改善ができないわけで、発揮したのに給料が下げられるという、これでは、なかなか力にならないというふうに思います。少なくとも、その展望が見えるような方向性を示す必要な時期に来ているのではないかとこのように思っていますが、この点についてのお考えをお聞きます。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 総合的な考え方が必要だろうというふうに思っております。確かに人件費が今、職員の協力によって3%カット等々のおかげで、大変な金額が削減されている、そのことによって、今、人件費というものの率を見直す、そういった時期にやはり来ているのではないかなと思います。けさ方もいろいろとございましたけれども、保育士の正規の職員が少なく、臨時で賄っているんじゃないかというふうな点につきましても、やはりこれも職員の数との関係がありますし、サービスを、じゃあどこまでどうしていくのかということによって、正規の職員だけではないかと思いますが、非常に、そうした中で保育所のあり方等も、財政的な面から見れば考えていかなければならないというふうな、そういう時期に来ていると思いますし、また、せんだってから、いろいろご議論をいただいているように庁舎の、あるいは公共施設の統廃合等も含めた中で、全体的な中で、その行革を行っていくということが健全な財政を保っていくためには、そういうことが必要だろうというふうに思います。そうした意味では、まずは職員の皆さんに協力していただいて人件費の削減についてお世話になりましたけれども、今後については住民の皆さんの中で、どこまでのサービスを求めるか、それによって、どれだけの負担をお願いするかというふうな、本当に厳しい論議もしていく必要があるかというふうに思っております。そういう点では、今のまんま見直さずに行くということにはならない。それらも含めた総合的な考え方の中で一定の方向性を、あの計画には上げておりますけれども、それらによって、どう進めていくかということが問われることになろうかというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 服部議員が指摘されたように、公共の部門でのワーキングプアが今、問題になってきているということもありますし、一方、福祉のときに指摘したと思いますが、子育てのためにフルタイムで働くのではなくて、もう少し時間を短くした段階での働きたいという要望も、ニーズも非常に高いものがあるわけですね。だから、ただそれが、その短い時間だと、指摘されたように不当に労働賃金が安いということではなくて、それなりに見合った賃金が保証されるということは必要だろうというふうに、私も思っています。全体的な見直しをですね、ぜひお願いし

たいと思います。

そういう中で、もう一つの財政圧迫の、先ほどから言っている公債費なんですけど、以前は、そういう意味で、この削減を最優先で求めてきましたが、去年の12月議会で指摘したように、この大不況の中で、ここに及んでは、それを最優先ではなくて、町民の暮らし優先を進めるべきではないかということで、行政改革の取り組み、今までの取り組みにこだわってということではなくて、積極的に、そのための予算は執行すべきだろうと、少々起債がふえても、暮らしを守らなければ行政も成り立たないというふうな質問もさせていただきました。この20年度では、それ以降の話ですから、実態調査等々、積極的に取り組んでいただきまして、実際の予算執行は21年にずれてきたのだとは思いますが、そのような形で、現状は財政運営がされているのか、引き続き以前のように、とにかく減らそうということになっているのか、企画財政課長の頭の中の整理した内容をお聞きしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

もちろん起債を減らすということにつきましては努力をさせていただいてまいりましたし、現実一般会計の起債総額、それから年々の元利償還金、これらは合併してから徐々に下がりつつはありました。しかし、実質公債費比率を計算いたします特別会計も含めると、特別会計の方の、いわゆる起債の額が年々ふえているということでございます。これにつきましては、簡易水道の施設の整備、それから、引き続く下水道の整備、これら、どうしてもやらなければならない事業がございますので、これについては、やむを得ないのではないかなというふうに考えております。実質公債費比率につきましても、前年度、平成19年度は17.1であったんですが、平成20年度は16.4に下がっております。これも元利償還金一般会計が下がってきたということもあるんですけども、交付税等の増によります標準財政規模、これがふえたということもございます。

平成20年度につきましては、それこそ12月ですとか、あるいはそれ以後、追加経済対策、どんどん出てまいりました。生臨交、経臨交、公臨交というような・・・なりますけれども、それを執行する上で、その補助金の中だけで執行するということについては、なかなか難しいわけですし、いいますのが入札減があったり、いろいろなことがありますので、ですから、ある程度、予算を組んで、そして、起債も当てはめた上で、いわゆる地域経済の循環に使わせていただくということで、努力をさせていただきました。その結果が出るのは、まだ、これからですけども、いいますのが20年度に予算を組みましたけれども、ほとんどが、いわゆる21年度に繰り越しをされておるとい状況でございます。それらの借入れもございますので、申しわけございませんけれども、21年度末決算では一般会計の起債総額も上がっているということにはなろうかと思っております。しかし、これも、そういった機会を利用してやれる事業、やらなければならない事業、それをやりこなすのも、これもまた、大きなチャンスだろうというふうに思っております。そういう中で、いろいろな事業に取り組みましたけれども、それらの成果が出るのは、これからだろうというふうに思います。そういう中で、いわゆる、そういう経費を使う中で地域の業者の皆さん方にも一定の経済効果はあったのではなからうかというふうに思っているところでございます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先日の5号補正でも住宅改修助成制度、当初は国の補正で取り組んでいただいて、今度は町の財政、あるいは3,000万円での雇用を守る予算を単費でという形で、引き続き積極的な、いわゆる基金に積んでいくのではなくて、執行をして頑張っただいただいているというふうに思っています。一層、そういう姿勢で積極的な雇用を守る、暮らしを守る予算をつけていくということが求められているというふうに思っています。与謝野町の総合計画では地域循環型経済を進めるといふ、地域の需要をふやしていくという、そういう立場が明確にされて取り組まれてきています。その当時は、まだ、新自由経済で、アメリカの、そういう新自由主義の経済を世界の・・・、いわゆるグローバル化という名前の、そういうことが進められてきて、外国に売るための経済という、そのために国内の需要を減らすという、そういうことが当たり前に進められてきたのが、去年、それが破綻して、きょうの朝ズバでも亀井大臣が新自由経済は破綻したと、銀行が今までやってきた弱肉強食、利益優先の、そういうやり方は、もう通用しないということをお大臣が堂々と述べているところまで変わってきて、与謝野町の、そういう方向性が日本だけではなくて、世界でも内需をふやさないということで取り組みが始まっています。そういう点では経済の再生の方向性としては間違っていないし、正しい方向で取り組んでいただけてきたというふうに思っています。先ほどの答弁では、あまり課長、自信のないような、なかなか実現していないというような答弁もありましたが、私は自信を持って、その路線を今後どう進めるかという計画性の部分で、もう少し必要な手だてが要るのではないかなというふうに思っています。そういう点でいえば、時間がないので、全部に行きつかないと思いますのが、その一つは中小企業条例だというふうに思っておるんですね。先ほどからありましたように、いわゆる産業振興条例、振興計画や観光振興ビジョン等々ですね、新しい町になってからの産業関係の体制も整ってきて、いよいよ今から5号補正の中にも出てきていますが、新しい取り組みもですね、それに基づいていろいろと打ち出されてくるだろうと、先ほど言いましたように、そういう予算をですね、積極的につけていただきたいたいと思っているわけですが、それらの個々の取り組みを大もとで支えていく、その理念がですね、必要だというふうに思っています。

ヨーロッパでは、EUでは中小企業憲章ですね、そういうものを策定してスモールビジネスを積極的に取り組んでいるというふうなこともありますし、京都府でも中小企業振興条例をつくって、そして、頑張る中小企業を応援するという、そういう立場で取り組んでいます。この与謝野町でも、この中小企業振興条例、名前はいろいろあるわけですが、こういう条例を明確にして、先ほど言いましたような内需に基づく地域経済再生というのは、やっぱり中小企業なくしてない、もちろん第一次産業もあるわけですが、中小企業を明確に、この条例で位置づけて、その土台の上に、先ほどのいろいろな計画が有効にネットワークを組んで回っていくという、こういう取り組みが必要ではないかなというふうに思っています。商工観光課長に質問しますが、中小企業条例なり等々についての研究、あるいは、それへの今後の取り組み等々についてのお考えがありましたらお聞きます。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

ご指摘のとおり、今回、打ち出されております経済活性化の中に、地域循環型経済の構築とい



うことにつきましては、私どもの思いとしても、そういう形で内需拡大が図れる形の仕組みが整えば、非常にこれは地元の活性化に短期的につながっていくものだろうというふうに思っています。加えまして中小企業振興条例につきましても、この中小企業の集まっています、いろいろな市町との関係では、既に先進地では、そういう条例が構築されておりまして、いろいろなインターネット関係でも、私の方も調べております。恐らく今回の産業振興ビジョンの策定に当たっては、民間の方々から、そのような熱い思いが上がってくるんじゃないかというふうに、私も期待していますし、行政から投げかけるのではなくて、民間の方々から、そういう思いがビジョン策定委員会の中から上がってくることを期待をしておりますし、行政としては、一つのそれをバイブルといたしますか、教科書として町民の皆様が一体になって、それにぶつかっていく道しるべとして構築することも必要ではないかなというふうに思います。ただ、絵に書いたもちにならないようにはしなければならないというふうには思いますが、そんな期待をしながら策定委員会での、今後の意見交換といえますか、もやっけていきたいと思いますし、さらには具体的な地域内経済の活性化の中の循環型の一つとして、例えば、いろいろなカード化システムもありますけれども、地域通貨とか、そういった部分にも目を向けていただくような方向が見出していただけるといい方向、見出していただけるといいことは受け身ですけども、一緒になって、そのようなものが構築できたらなというふうには思っています。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 先ほどの答弁では企業の自助努力を基本にしながら行政の施策で応援をしていくということをお答えされました。そういう、いわゆる経済活動分野では、そういう立場というのは、それとしていいと思うんですが、いわゆる行政機構等々の、その条例については、行政機構等々の問題ですから、それを業者の方が考えるということにはなかなか、出されたものに対する反応は、もちろんあるにしても、最初から業者の方から、そういうものが出てくるということにはなかなかならないのではないかと思いますので、その分野は、やっぱり行政の方からですね、しっかりと資料も出しながら提起していただく必要があるのではないかなというふうに思っていますので、今後、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、この産業を立て直すという意味では、もう一つはやっぱり金融の問題です。これについては先日、触れましたので、全部ではないですが、一定触れました。ああいう形で、今、とりわけ中小業者の金融問題、深刻な状況が続いていますので、国の方で、ああいう形で取り組んでいただくように繰り延べ等々を、制度として国が応援していただけるという形で、ぜひお願ひしたいと思っています。もう一つ最後に三つ目の問題と、やはり中小業者という分野でいえば、この地域では公共事業のあり方、建設業者、こういう分野のウエートは非常に高いものがあります。時間がきましたので、2回目に譲りますが、少なくとも、この分野での引き続き改善策、いわゆる、この地域での公共投資が有効に地元の業者に波及して、そのことによって地元の業者が財政基盤が確立されていく、強められている形で入札制度や、いろいろな取り組みが機能していく必要があるだろうというふうに思っています。この点だけ指摘して、1回目の質問を終わります。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 野村議員のご質問にお答えいたします。最後にご質問の公共事業、特に建設事業に関するご質問ですが、議員の思いと全く同じでございます。従来から地域で経済が回るよう

にということで入札制度は考えております。従来から一部の特殊工事であるとか、条件つき一般競争入札などを除きますと、基本的には地元の業者でお世話になりたいと、さらに加えて議員もご承知のように、この4月からは町内に本社、本店がある企業というふうに、入札につきましても改善をいたしました。この考え方は入札に限らず、例えば、今年度から実施をいたしております住宅改修等助成事業につきましても同じ考え方でございますし、それから、CATVの拡張、町内業者にも経済が循環をしますよという考え方は、いずれも地域で経済が循環しますよという、同じ考え方でございますし、今後とも、そういった思いで行政が発注する事業につきましても、できるだけ、そういった考え方で発注をしまいたいというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういう方向で頑張ってくださいとあります。その姿勢を、さらに発展させる上で、先ほどの中小企業条例とともに公契約条例が必要だというふうに思っていますので、次回、その問題を取り上げさせていただきます。終わります。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 恐れ入ります。先ほどの多田議員のご質問に対する答弁漏れがございましたので、改めて答弁をさせていただきます。

年間の豆っこ肥料の量に対する豆っこ米の割合というご質問であったかと思えます。肥料そのものは目的別に販売をしておりますので、なかなかその実態というのがつかみにくいわけですが、ポイント制に移行します際に、町の方で個別伝票、栽培履歴等を含めて事務上で割合だけ算出してありますので、それを申し上げたいと思います。年間の豆っこ肥料の総量に対して、豆っこ米に使用しますのは約76%、それから販売される施設野菜等につきましても16%、それから、いわゆる家庭菜園にお使いになるのが8%、計100%ということでございまして、大体こういった割合でお使いになっているのではないかとこのようにつかんでおります。以上です。

豆っこ米に76%、施設野菜等に16%、家庭菜園に8%、以上でございます。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 二日間の開催を20年度も行いましたけれども、37万1,000円の売上でございます。

議長（森本敏軌） ここで休憩します。

30分再開します。

（休憩 午後 4時15分）

（再開 午後 4時30分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

決算審議を続行します。

質疑ありませんか。

今田議員。

- 1 3 番（今田博文） それでは、決算質疑をさせていただきたいというふうに思います。

平成20年度というのは、総合計画がスタートをした年でもあります。そして、一方では行政

改革大綱、これも20年度から5年間ということスタートした年でもありました。あれから21年度に入っていて、1年半たつわけでございますけれども、行政改革大綱の目標は、この間も補正で企画課長、答弁をお願いをしたわけですが、毎年4億円の削減をしていくと、そして5年間で20億円、これ大きな目標の一つにはあります。それから、もう一つは、経常収支比率を90%以下に下げると、これも大きな課題であり、目標であるというふうに思っております。まだ、計画がスタートをして20年度が過ぎたと、その決算ということになるんですけれども、1年を振り返って、今どういう思いでおられますか。心境をお尋ねします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

行革大綱につきましては、合併いたしました初年度に行革の町内の委員さんをお願いいたしまして、9名の委員さん方と協議をしながら進めてまいりました。その中で経常的経費、当時の財政シミュレーションで10億円程度の不足を生じるということでございまして、その額でという話をしておたつわけでございますけれども、行革の委員さん方から、今後やはり施設の統廃合とか、いろいろなことを手がけていかなければならないと、そういうような場合にもいつきのお金が要るから、10億円ではだめだ、その倍の20億円の削減を目指すべきだと、こういうようなご指摘をいただきまして、行革大綱では経常的経費を20億円、5年間かかって削減していくんだと、こういう計画になっております。

それから、経常収支比率も90%、これを目標にやっていくんだと、こういうことでございます。やはり1年やってまいりました。そういう中で時期的に非常に不況な時期と重なりまして、ことしの当初予算の審議のときにも、そのカットさせていただいた補助金等をめぐって、いろいろとございました。確かに口で20億円削減と、そうなれば数字はこうなると、こういうようなことは机の上では簡単に議論ができるわけでございますけれども、やはり行政が行政運営を行っていくと思いますと、行政だけの思いではいけない。いわゆる町民の皆様との対話を持って、わかっただきながら、それを進めていく必要があるということでございます。そういう中で、やはり補助金とか、いろいろなものにつきましては、現にメリットを受けておられる方もありますので、そういったところで一方的に削減していくということについては、なかなか難しいなと思っております。

それから、経常収支比率につきましても、なかなかカットできないというような状況もございます。したがって、非常に目標数値として高い数値ではあるわけでございますけれども、しかし、新しい町が、3町合併してできました。しかし、今田議員も、この前の補正予算の審議ですか、合併して何年かたつと交付税が少なくなるんだというようなご質問もいただきました。しかし、そういうことでございますので、合併した町にとっては、これはやはり行政改革、そういったものについては避けては通れない道だというふうに思っております。そのカットだけが、もちろんノーではないですけれども、95%の経常収支比率でございますので、弾力的に、そのときの時代時代にマッチした政策をやっていくと思いますと、やはり経常収支をされた上で財政に弾力性があると、このことが必要だろうというふうに思います。総合計画にいたしましても、初年度ということで、ベンチマークも設定をして、一つ一つの項目にわたってチェックをしながらやらせていただいております。1年たちまして、十分とはまいりませんが、一生懸命努

力させていただいたつもりでおりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（森本敏軌） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） その行革大綱の中には、いろいろと書いてあるわけですがけれども、歳入全般の検討やら、あるいは歳出の検討といいますか、削減やら、いろいろと項目というのはあるわけですがけれども、歳入で見ますと、町有の資産を調査して、未利用の資産や、まだ利用していない資産ですね、それを、いわゆる売却するとか、あるいは賃借してだれかに貸すとか、そういう検討も要するということが、この中にも指摘をしてあるわけですがけれども、1年半たちました、あと3年半しかないわけですね、5年間の計画ですから。それから、施設の使用、このことについても減免制度の適正化を図るとか、その歳入についての検討といいますか、ある意味の改革、そのことをもっと進めてくださいということも、この中に指摘があるわけですがけれども、その今の資産の関係、あるいは施設利用の減免の関係の適正化を図るとか、こういう項目が具体的にありわけですがけれども、このことについては、今どのような状況なんでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

町有財産の、いわゆる有効活用といいますか、それにつきましては町有資産等の活用推進委員会というものを内部でこしらえまして、実際に普通財産、これを一つ一つ見て回りまして、一応、この土地については、このような方向で活用なり処分をしていこうということは決まっております。そういう中で、売れるものは、現在のところ売らせていただいた経過があるということでございます。ただ、すべてが、それ計画どおり、今いっているということではないんですけれども、その計画の実現に向けて今後も努力をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、町有施設の、いわゆる減免規定の見直し等について、これもやらなければならない問題だろうというふうに思っております。しかし、これは旧町からのいろいろなしがらみのある内容でございまして、現在のところ、まだ、その検討が進んでいないという状況でございしますが、これもやらせていただく必要があるだろうというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 今田議員。

- 1 3 番（今田博文） それから、歳出についてもいろいろな指摘といいますか、項目、ある意味の目標というのが、この行革大綱の中にはうたってあるわけですね。先ほど言いましたように、この経常収支比率を90%にしていくと、これも本当に大きな、大変な目標だというふうに思っています。17年度が96%、それから18年度が93.9%ですね、それから19年度が95.6%、20年度が95.1%と、先ほどの答弁で20年度は下がってきたというふうな答弁がありました。しかし、あと21年、22年、23年、あと4年ですがけれども、本当にこれが90%以下になるのかなというふうな思いを私は持っています。大変難しい目標、あるいは到達ではないかなというふうにさえ思っているんですが、本当に、これが90%以下になるというふうに、課長はお考えなんでしょうか。

それから、歳出の中にはもう一つあるんですね。分庁舎方式、これにはいろいろな経費がかかってくると、3庁舎あるわけですから、4,000万円近い、いわゆる庁舎の運営経費が要ると、それを総合庁舎にすると2,700万円です済むというふうな答弁があったというふうに思ってお

りますけれども、これについても、いわゆる検討していくべきだと、こういうくだりもあるわけですね。このことも、まだまだ、そのワンステップができていないと。あるいは町長の方針も、まだ決まっていないという中で、本当に歳出に向けての改革といいますか、そういうことに向けて大きな一歩が、あるいは、そういう方向が本当に示していけるのかなということを思っているんですが、今の現状を、どのようにお考えですか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

経常収支比率の関係でございます。平成18年度が93.9%、それから95.6%、95.1%という推移でございます。ただ、平成18年度から19年度が95.6%に上がりましたのは、これは事情があったと、平成18年度までの考え方でいけば下がっていたということでございます。下水道への繰出金の考え方が、今までは臨時的経費扱いだったものが、それが経常的経費に変わっていったということございまして、その関係で上がりました。しかし、平成18年度までの考え方であれば、若干下がっておったということでございます。さらに平成20年度、95.6%から95.1%に下がっておりますので、平成18年度の考え方からいえば、さらに下がったおったんじゃないかなというふうに考えております。しかし、経常収支比率の計算につきましては、やはりそのとき、そのときの考え方によって、計算をいたしますので、与謝野町流で下がったんだということは通用しないのかなというふうに思っております。5.1%下げるとということにつきましては、非常に厳しい数字ではございます。しかし、一度立てた目標でございますので、あきらめず取り組んでいきたいというふうに思います。

それから、先ほど庁舎の問題が出ました。庁舎の問題につきましては、行革でも、そのように書かせていただいておりますし、総合計画の実施計画、この総合計画の委員さん方も、この分庁舎方式の検証、これを早急にやるべきだということで、総合計画にも、その旨が書かれているところでございます。そこでまちづくり本部会の中でワーキンググループをつくりまして、その検証をさせていただきまして、一応、町長に報告をさせていただいたということでございます。今後、さらなる検討を加えまして、皆様方のご意見をお伺いする時期が来るだろうというふうに思っております。以上でございます。

議長（森本敏軌） 今田議員。

13番（今田博文） 今の分庁方式を総合庁舎方式にすると、このこととのかかわりもあるんだろうというふうに思うんですけども、この歳出の削減のくだりの中には、いわゆる地域振興課のあり方、このことにも触れておられます。地域振興課、これは、この中にもあるわけですけども、いわゆる合併後の住民サービスの低下を防ぐと、どこの庁舎にも地域住民課を配して、そして手当をしていくんだと、こういうことでスタートをしたわけですけども、どんどんどこどこ、その職員さんが減ってきます。どうしても地域振興課の職員さんも減らざるを得ない。合併当初は、いわゆる加悦、野田川には建設担当だとか、あるいは何担当だとか、いわゆる本庁にない機能とございますか、そういう役割を持った職員さんがおられました。しかし、今はそういった方はおられません。いわゆる窓口と、それから出納ですね、お金を預かる、町民税や水道料やCAテレビのお金を持ってこられたら、ここでやりとりをすると、こういう機能が主な役割とございますか、そういう業務がほとんどだろうというふうに思うんですね。いつかの議会の答弁で、地域振興課

のあり方を見直していきたいというふうな発言があったというふうに記憶をしておりますけれども、地域振興課の今後のあり方というものについては、検討はされているのか、あるいは地域振興課をどのように考えておられるのか、お聞きをします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

これは私、人事担当課でもございませんし、それから、機構改革を担当している課でもございませんので、明解な答えはできませんが、一応、庁舎のワーキングの検討委員会ですね、これは総合庁舎に持っていくという話を前提でございますので、そのときには地域振興課というものはなくなると、いわゆる総合庁舎に持っていくなればという意味ですよ。そういうことでございます。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 当初、合併しまして庁舎を三つ使っていくという中には、現実的な、物理的な面で職員が、そのまま3町が一緒になって、そのままの職員の数で事務を進めていくということについては、それぞれ分散をしてやっていかなければできない。上物が入り切らないというような考え方でしたし、その後、人数が減ってくる中で、三つを二つに、二つ半にして、そして、最終的には年度をかけて一つにという、そういう私自身は考えを持っておりましたが、ワーキンググループの中で、いろいろ検討した結果、そのことによって、まだむだな経費ができると、そうであるならば、一定の時期に一つの庁舎にするべきだというふうな答えを出してくれたわけです。それにするにしましても、やはりさっきおっしゃったように、今の状況の中では、まだ全員が一つの庁舎に入り切るというような状況ではないわけですので、やはり財政的な面、あるいは、そういう役場の組織の機構の見直しの面、あるいは住民対応についての面、それぞれ、まだまだ、検討をすべき余地があるというふうには、私自身は考えておりますので、それらについては今後の検討課題として、どういう方向でいくという方向づけをした上で、再度、もう一度どうあるべきかということについても議論がしてみたいというふうに思っております。

当初、計画をしておりましたのが、10何年かけて人数を縮小していくということでしたけれども、その計画が早くなってきています。そういう意味で、10何年後じゃなしに、やはりこれをするにも、やっぱり合併特例債の使える平成27年までにやはり整理するべきだというふうに思っておりますので、この数年間の間には、そういった方向をとっていくという結論を出す必要がありますし、そのためには、もう少し早い時期に最終的な決断をする必要があるというふうに考えております。

地域振興課も、先ほど申し上げましたように庁舎の形によって、今後どうするかということについては組織の機構改革の中の一分野として考える必要があるというふうに思っておりますので、要するに住民の方たちとの対応をどうしていくのかという、その辺の方法も考える必要があろうかというふうに思っております。当然、一つになれば、その地域振興課をどういう形にするのかということについても、まだ、今の段階では形が決まっておきませんので、それらについても検討する必要があるというふうな意味で、まだまだ十分熟していないというふうに私自身が判断をしております。

議長（森本敏軌） 今田議員。

1 3 番 (今田博文) 今の町長の答弁を聞きますと、検討はしていきたいと、しかし、その期ではないと、まだ、熟していないということだというふうに思うんですね。しかし、今、言われましたように総合庁舎方式にする今、いわゆる合併債、合併特例債が欠かせないと、こういう答弁があったんですね。もうわずかしかなかったですよ、合併特例債を使えるのは、その間に準備は要りますよ、庁舎の積立基金だって要ります。合併特例債だけで建ちませんよ。建てるんならですよ。その方向を、私は早くに出すべきだというふうに思うんですね。3庁で行かれるなら3庁舎でいいですよ、それは、もっともっと効率を求めて。その判断を、私はもっと早くすべきではないかなというふうに思っています。

それから、地域振興課のあり方ですが、今の地域振興課では、私、中途半端過ぎると、もっともっと地域振興課の能力といいますか、あるべき姿を発揮すべきだというふうに思っているんですね。これはある人から私は聞いたんですが、地域振興課というのは、役場の中に座っておるのではないと、もっともっと出て行って町民の皆さんと触れ合って、いろいろな意見を聞いたり、こっちの思いも伝えたりしながら、いろいろな意味での町民との調和といいますか、そういう部分を図っていくのが地域振興課だというようなことを私は、ある人から聞いたことがあるんですが、まさしくそうだというふうに思うんですね。もっともっと私は出ていかれたらいいんじゃないかなというふうにさえ思っています。ただ、その今のあり方が、非常に中途半端だから、地域振興課の皆さんも、どうしたらいいかわからないというふうな状況ではないかなというふうに思うんですね。だから、そこを今の地域振興課のままいかれるんなら、それはそれでびちっともう少し手当をするなり、何なりするなり、もう少し方向を見きわめると、そういうことにするのか、あるいは総合庁舎方式で、地域振興課なんか要りませんという方向に持っていくのか、そういう見きわめといいますか、見定めといいますか、そういう方向が今、欠かせないときに来ているのではないかなというふうに思うんですが、そういう方向性については、町長、どういうふうにお考えですか。

議 長 (森本敏軌) 太田町長。

町 長 (太田貴美) 先ほど申しあげましたように検討に入っていく、そういう時期ではあると、それは確かな、裏が、もし今の三つを一つにするなら、増改築が必要になるということですので、それらについては見きわめが必要であるということは、早い時期に見きわめが必要であるというふうに思いますし、それを取りかかるとは、平成25年ぐらいには、もう既にそういう方向性がきちっと出ていなきやならないと思いますけれども、今の段階では、先ほども申しあげました地域振興課のあり方、あるいは、そのほかの課の組織の状況、それらについて今の段階ではまだ、できておりませんので、それらについて最終的な決断をするまでに、きちっとした積み上げをしていく必要があるというふうに思っております。ですから、それらに取り組むべき時期には来ているとはいうふうには思いますけれども、今の段階では、それがまだ、できておりませんということをお申しあげたんです。

議 長 (森本敏軌) ここで申し上げます。

本日の会議は議事の都合、午後5時以降も続行します。

今田議員。

1 3 番 (今田博文) ここに職員定数の目標があるんですね。平成30年には230人に役場の職員を

したいと、こういう目標を掲げて今、取り組んでおられるわけですがけれども、この目標を達成したときに、今、加悦、野田川、岩滝とあります。もちろん野田川では無理でしょう。その今、職員さんが一堂に会して入れる器というのは、この平成30年になったら、岩滝なり加悦で一堂に会して業務ができるというふうなことになるのでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） ですから、今、それらについても、職員の人数につきましても平成30年に至らなくても、もうそういう数値が到達できるという、そういう目鼻がついてきたわけですね。これまだ4年目ですけども、今、285人ですか、2か5だったと思います。ということは、計画しているより2年も3年も早いところへ来ているわけですから、この到達するというの、それよりもっと早い時期に到達してくるというふうに思います。ですから、先ほど申し上げましたように合併特例債を使ってやる、また、その人数的なものを考えてやる時期としては、最終的には、もう27年度までに建てるという、あるいは改築をするということが出来る時期に来ているというふうに判断をしますので、それらに向かって、その前段での検討を、決断をして、それに向かっていくということが必要になってくるかというふうに思っております。ですから、そうして逆算していきますと、それに、それぞれいろいろと検討に入って、どういう方向性でいくか、また、組織をどうするか、それらにあわせて、対、住民の方たちとの、今でしたら三つに分かれていますからあれですけども、その対、住民の方たちとの対応をどうしていくかというふうなことをもう少し詰めた格好での形ができてきませんと、それが決断するということにならないというふうに思いますので、できるだけ、その決断をする時期を早くできるように努力をしていきたいというふうに考えております。

これは庁舎の問題も、そうでしょうし、それから、先ほど出ておりましたように教育施設、あるいは、ほかの公共、町が抱えていますいろいろな施設等にもついて、やはりスリム化を図っていく必要がありますので、それらはすべてやはり財政を見ながら、何年にどうしていくという、そういうことも含めた計画が必要だろうというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 大体わかりました。町長のおっしゃられようとしていることはよくわかったんですが、私が、今、お聞きしたのはね、230人という目標を掲げておられます。それが前倒して何年早く達成できるか、そのことは達成できそうだという答弁があったんですが、最終目標に達したときに、今、申し上げた加悦なり岩滝ですね、失礼ながら野田川は無理でしょうけれども、最終目標の職員さんが賄える器ですかと、今、いうことを聞いたんです。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） せんだっての一般質問でも少し申し上げたかと思いますがけれども、その人数を賄えるということになれば、加悦の庁舎しか今のところございません。それもある程度、岩滝だと、増改築ができるかどうか、また、ここだっってそういう必要があるのかどうか、それらも含めて、もう少し議論の必要があろうかというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 今田議員。

1 3 番（今田博文） 来年は町長選もあります。我々議員の選挙もあるわけですが、そういう節目の年がもうすぐ来るということもありますし、まず、一定の方向といたしますか、そういう歩むべき道



を、私はある程度、定めるべきだというふうに思っていますので、今は、町長、その時期ではないというふうなことだったと思うんですが、ぜひ、そういうことも視野に入れていただいて、効率的な私は行財政運営をしていただきたいという観点から申し上げておりますので、そういう方向に向かって、ぜひ進んでいただきたいなというふうに思います。

それから、職員さんの削減と給与の抑制ということが、この行革大綱の中にもあるんですけども、給与の抑制ということは、本当に実現をしていただいておりますというふうに思っています。しかし、給料は減るは、人は減るは、職員さんのモチベーションというの、なかなか維持できないというのか、そういうのをキープするというの、なかなか難しいという言い方は違っているかも知れませんが、仕事なのでやれと言われれば、そうなんです、やっぱり、そら仕事というのは気持ちですよ、気持ちが入らないと仕事はできない。ある一定評価をしてもらわないとやる気も起きない。これは当たり前のことなんです。しかし、今の時代、このことをほっておいて前に進むということはできません。給料の抑制も、職員さんの削減も、それはしていかないかん。これは当たり前のことです。この中にもあるんですけども、民間の人材派遣会社から期間限定のスペシャリストなどを求めて、生え抜きの職員と人材派遣会社の職員と切磋琢磨させることも必要だと、いわゆる刺激が要ということをおっしゃっているんですね。確かに、私はそうだと思うんですね。今のままで同じメンバーで、先ほど言ったように、人は減る、お金は減る、そらなかなかやる気は起きないですよ。ある一定環境を変える、そういうことも必要ではないかなというふうに思うんですが、そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、給与が減って、そして、人数も減って、だから職員がやる気をなくしてしまっているとは、私は思っていないです。一生懸命頑張ってくれています。確かにきついことはあるかと思います。しかし、その中で、それぞれが工夫をしながら、時間を割きながら、一生懸命知恵を出して頑張ってくれているというふうに思っております。そういう中で、そういうお考えもあるでしょう。しかし、私は、この町をよくしたいという思いで入った職員が、精いっぱい仕事が働けるような、そういう環境づくりを、まず、つくっていくということが、私の仕事だというふうに思っておりますので、その中で、それを阻害するような要因があれば、それを取り除いていく、そういう努力は引き続きさせていただきたいというふうに思っております。モチベーションが下がるようなことがあるのであれば、それらについては改善していく方法を一生懸命考えさせていただきたいと思います。

議 長（森本敏軌） お諮りします。本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは、明日、10月1日、午前9時30分から開議しますので、ご参集願います。

（延会 午後 5時06分）